▼**特集**

冷戦期の住宅建設・都市開発：西ドイツとチェコスロヴァキア

――社会経済史学会第八八回全国大会――

二〇一九年五月一八日・一九日に青山学院大学を会場に社会経済史学会第八八回全国大会が開催された。その一日目に、永山のどかを組織者として、パネル・ディスカッション「冷戦期の住宅建設・都市開発――西ドイツとチェコスロヴァキア――」を行った。当日のプログラムは次の通りである。

趣旨説明：　永山のどか（青山学院大学）

報告1：　芦部　彰（東京大学）
「一九五〇年代～六〇年代の西ドイツにおける住宅団地建設」

報告2：　森下嘉之（茨城大学）
「冷戦初期（一九五〇年代）チェコスロヴァキアの住宅団地建設――モデル団地としてのオストラヴァ都市開発における包摂と排除――」

報告3：　永山のどか
「一九五〇年代西ドイツにおける東独出身者のための住宅建設――シュツットガルト市の事例――」

コメント1：　黒岩いずみ（青山学院大学）

コメント2：　河合信晴（広島大学）

（司会：北村陽子（名古屋大学））

本特集は、報告者三名が当日の報告内容に基づいて加筆・修正した原稿から成り立っている。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

趣旨説明

永山のどか

第二次世界大戦後の西欧諸国と東欧諸国の経済社会を概観する場合、経済成長の時期や長さの違い、生産性の違いなど、数十年間の経緯の違いが指摘されている。近年では、旧東ドイツの団地における縮小政策についての研究が日本においてもなされ、冷戦後における東西の相違点が指摘されている。また、都市計画・住宅政策・住宅建設において、戦後、東西両ドイツが競合していた点が「システム競争」という視点から議論されている（Thomas Großbölting u. Rüdiger Schmidt (Hrsg.), *Gedachte Stadt - Gebaute Stadt. Urbanität in der deutsch-deutschen Systemkonkurrenz 1945-1990*, Köln 2015）。

しかし、住宅建設や都市開発に着目した場合、東西両陣営の主要諸国では都市周辺部や工業地域で公的な色合いの強い集合住宅建設が積極的に進められており、数十年間を通じての共通点もみられる。また、チェコスロヴァキアの社会主義期の住宅団地をみると、そこには「社会主

義期のパネル工法の高層団地」としてひとくくりにできないような多様性が確認される。多様性は西側陣営にいた西ドイツにもみられる。本特集では、体制間の相違点だけでなく共通点、また、それぞれの体制内の同質性だけなく多様性に着目しつつ、個別の住宅団地を対象にして、それらの住宅団地が冷戦特有の諸事情・諸特徴とどのように関係し、もしくは、していなかったのか、という点を主として以下の三つの視角から考察していきたい。

第一に、一九五〇年代という時代性への着目である。本特集の三論文が分析対象とするのは主として一九五〇年代である。一九五〇年代は、東西両陣営とも、経済成長を遂げた時期であり、また、社会主義陣営、資本主義陣営という、それぞれの政治・経済・社会体制の安定化・強化が目指された時期である。体制の安定化・強化は、住宅建設や都市開発においてもみられ、それは西ドイツでは、マーシャルプランの見返り資金を用いたモデル団地建設や、永山の論文が明らかにするように、東ドイツから脱出した人たち、つまり東独難民への優遇措置にみられた。住宅建設を通しての体制の安定化はどのように図られ、それは、当時、同じく住宅不足に悩んでいた西ドイツの一般住民とのどのような利害の調整のもとなされたのだろうか。住宅建設による体制安定化・強化の一方で、芦部の論文が明らかにするように、東西の境界を越えて住宅団地のコンペがなされることもあった。また、森下の論文が明らかにするように、戦前に機能主義的建築を学んだ建築家が戦後の住宅計画に関与し、その過程の中で社会主義リアリズムに傾倒していくこともあった。住宅建設・都市開発を通して一九五〇年代の時代性を考察した場合、そこにはその前の時代の影響や東西の共通点がどのようにみられ、なぜ、そのような連続面・共通点がみられたのだろうか。東西の共通点は、たとえば、一九五〇年代の西ドイツとチェコスロヴァキアのモデル団地の間取りにもみられる。一九五〇年代前半の西ドイツのＥＣＡモデル団地事業での住宅の間取りと、森下の取り上げるオストラヴァ・ポルバ団地を比較すると浴室が付いている点、居間が台所と分離している点、また、充実した住宅設備に比べて面積が小さい点に共通点がみられ、居住に込められた思いに共通性があることが推測される。

第二に、住宅建設・都市計画に込められた、理想の社会・家族・人物像への着目である。芦部の扱うフェンプール計画や、森下の扱うオストラヴァ団地建設は、モデル住宅としての性格が強く、あるべき住宅像、あるべき住民像、家族像が念頭におかれていたように思われる。そのような理想は冷戦を反映したものだったのか、なかったのか。反映していない場合、その理想像はどのように普遍化されたものだったのだろうか。また、永山の扱う東独難民向け住宅は、モデル住宅としてではなく、政府やアメリカからの資金援助のもと必要に迫られて建設された。しかし、東独難民の流入は一時的なものではなく一九五〇年代を通じて続いたため、市当局の住宅論議においても東独向け住宅の供給のあり方を議論する余地があった。その議論においてどのような改善が試みられ、理想が掲げられたのだろうか。

第三に住宅建設・都市開発と当時の社会・経済との関係である。たとえば、国の経済政策・経済理念という点では、森下の論文でとりあげる団地建設はチェコスロヴァキアの第一次五か年計画と密接に関係し、芦部の論文がとりあげる住宅計画は、ＳＥＤ指導部の住宅建設・都市計画の方針転換の後に練られた。当時の経済政策の方向性やその転換は住宅建設・都市開発の計画にどのような影響を与えたのだろうか。また、本特集で扱う住宅建設がいずれも公共的な要素を強く持っていることを

考えると、これらの住宅建設における公権力の関与の度合いが、当時の公権力の経済への関与のあり方に沿っていたのか否か、という点も考察すべき点であるといえる。さらに、本特集では紙面の都合上取り上げられなかったが、一九五〇年代が経済成長の時期であった点に注目すると、住宅供給の恩恵を受けた住民が、経済成長にどのように貢献したのか、といった点も論点となりうるだろう。

（ながやま　のどか・青山学院大学教授）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

一九五〇年代東西ドイツの都市計画と住宅建設
――東ベルリン・フェンプール住宅団地計画に注目して

芦部　彰

1　はじめに

本稿[1]は、一九五七年に立案された東ベルリンのフェンプール住宅団地計画をてがかりに、東西ドイツの都市計画と住宅建設にみられる共通点と差異を検討する。冷戦の最前線に位置するベルリンの都市計画や建築は、それぞれの体制のイデオロギーや理念を表象するものとして分析されてきた。なかでも、体制間競争の象徴として注目されてきたのが、東ベルリンのスターリン大通り（図1）と西ベルリンのハンザ地区（図2）である[2]。

東ベルリンのスターリン大通りは、一九五〇年七月の社会主義統一党（SED）第三回党大会の決定により、首都の中心を国民的感性に合致した建築で美しく造形し、東ドイツの都市計画と建築の模範を示すべく建設された。その指針は一九五一年一一月のベルリン国民建設綱領で示され、一九五二年二月に起工式が行われた。建築様式として、東ドイツ指導部は、コスモポリタニズムではなく「国民的伝統」を重視した。すなわち、モダニズム建築を形式主義として斥け、その一方で、ナショナルな独自性を示すものとして一九世紀のシンケル（Karl Friedrich Schinkel）の新古典主義との接続を意識しつつ、スターリン様式とよばれる社会主義的古典主義を採用した[3]。

これに対し西ベルリン市政府は、一九五三年にハンザ地区での国際建築博覧会インターバウ（Interbau）の開催を決定した。一九五六年の博覧会にあわせてハンザ地区を再開発し、それ自体を展示物として公開するとともに、博覧会終了後も実際に住宅地として使用するというプロジェクトであった。西ベルリン市政府は、スターリン大通りの建設に、モダニズム建築による都市空間の刷新を対置し、さらに、ドイツ人建築家だけでなく一四ヶ国から五三人の建築家を招くことで、その国際性を強調した。またモダニズムによる再開発に際しては、西ドイツの都市計画モデルとして、稠密な都市を否定し低密度化を進め、都市にその対概念とみなされる田園や農村の要素をとりいれる「分節化された開放的な都市（gegliederte und aufgelockerte Stadt）」や「都市農村世界（Stadtlandschaft）」の実現が試みられた[4]。

図1　スターリン大通り

図2　西ベルリン・ハンザ地区

スターリン大通りとハンザ地区は、それぞれスターリン様式とモダニズム建築によって代表され、対比的に理解されてきた。その結果、特に東ドイツの都市計画の歴史は、長いこと西側から隔絶された発展の歴史とみなされ、ソ連の方針の受容と、西側への対抗ばかりが重視されることになった[5]。その一方で、この図式におさまらない事例があることや、実践においては矛盾がみられることも指摘されている[6]。上記のスターリン大通りについても、工期による変化に目を向けると、これまでとは異なった見方が可能になる。というのも、一九五二年から五八年にかけて建設されたフランクフルト門からシュトラウスベルク広場までの区間は、スターリン様式で建設されたが、その後に建設されたシュトラウスベルク広場からアレクサンダー広場までの区間は、モダニズム建築に通じる様式で建設されているからである[7]。

本稿は、このスターリン大通りの工期による変化に注目し、都市計画と住宅建設における東西間の対抗の側面だけでなく、東西間で共有されていたものにも目を向け、そのうえで、どのような差異化が試みられたのかを考察する。近年の東ドイツの都市計画と住宅建設に関する研究は、東ドイツにおけるモダニズムの歴史に目を向けている[8]。その際に、一九五〇年代半ばの東ドイツと西側の接触が重視されており、本稿も、冒頭で述べた一九五七年のフェンプール住宅団地計画をてがかりとする。これは、東西両ドイツから同数の出品者と同数の審査員を集めた設計コンクールで立案された計画であり、こうしたものとしては、同時代において、初めてのそして唯一の試みであった[9]。以下では、スターリン大通りにおける建築様式の変化についてその背景を整理し、そのうえで、フェンプール計画案をめぐって行われた議論を通じて、東西ドイツの都市計画と住宅建設における共通点と差異を検討する。

2　東ドイツにおける都市計画と住宅建設の転換

スターリン大通りの工期による様式の変化は、このプロジェクトに限定されたものではなく、東ドイツにおける都市計画と住宅建設の基本方針が転換されたことを反映したものであった。その転換の契機となったのが、ソ連の動向である。一九五三年のスターリンの死後、消費財生産と生活水準の向上がより重視され、一九五四年一一月にモスクワで開かれた全連邦建築会議では、それまでのモニュメンタルな都市建設から離れ、都市計画と住宅建設においても経済性を優先する新たな方針が示された[10]。

このソ連の動きを受けて、同年一二月、東ドイツでも都市計画と住宅建設の方針が転換され、スターリン大通り着工時の「国民的で、美しく、大規模に」建設することよりも、合理的で効率的な建築が重視されることになった。翌一九五五年四月には、ベルリンで「より良く、より早く、より安価に建設する！」を標語に掲げた第一回建築会議が開催され、基調報告を行った建設省のコーゼル（Gerhard Kosel）が、国有建設企業、建築アカデミー、各地の大学の代表に対し、建築の工業化、すなわち、規格化された建築部材を大量に生産加工し、現場で部材を組み立てるプレハブ工法の推進を今後の課題として提示した[11]。なお、このコーゼルは、戦間期にベルリンのシャルロッテンブルク工科大学でタウト（Bruno Taut）に建築を学んだのち、ソ連に亡命して建築や都市計画の様々な分野で実務経験をつんだ人物で、一九五四年一〇月に建築アカデミーの求めによって東ドイツに戻り、建設省で指導的な地位についていた[12]。

この一九五四年の転換には、ソ連の動向だけでなく国内の社会情勢も関連していた。というのも、前年の「六月一七日事件」で、東ドイツ

政府は大規模な労働者蜂起を暴力的に鎮圧し西側世界から厳しい批判を浴びていたが、この労働者蜂起の発火点となったのがスターリン大通りの建設現場であったからである（図3）。スターリン大通りの建設は、合理化も試みられていたが手作業によって進められており、建設のコストは高く進度もゆっくりとしたものであった。その結果、左官職人など建設労働者の労働ノルマが引き上げられ、これを契機として労働者の蜂起が発生し、さらに東ベルリン全体へと広がり大規模化した。こうした国内的な背景からも、建築の工業化は重要な問題であった[13]。

この転換を受けて、東ベルリンの都市計画責任者としてスターリン大通り建設に深く関与してきたヘンゼルマン（Hermann Henselmann）は、一九五五年六月、『ゾンターク（Sonntag）』紙に「建築アカデミーの自己批判」と題する論説を発表し、スターリン大通りについては、着工済みのフランクフルト門を完成させる一方で、他の箇所については異なる様式で建設することに言及した[14]。さらに、西側諸国の建築家、都市計画家、建設技術者との交流が試みられ、特にパリ、マルセイユ、ルアーブルなどフランスの都市が視察された。また、一九五六年七月には、建築アカデミー指導部が、ハンブルクの建築家グループの招待に応じ同地を訪問した。ヘンゼルマンは、この機会に東西両ドイツの建築家が参加する設計コンクールの着想をえて、帰国後、このアイデアがフェンプールで実現することになった[15]。

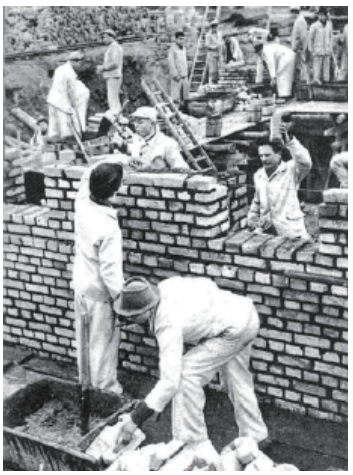

図3　スターリン大通り、レンガを積む建設労働者（1952年）

3　フェンプール住宅団地計画案

ハンブルク視察の二か月後、東ベルリンのリヒテンベルク地区評議会が「フェンプール周辺地域の住宅・保養地区」に建設する住宅団地の設計コンクール開催を決定し、同年九月一一日には、東西両ドイツの建築家を対象にその要項を発表した。計画の対象は七三・五ヘクタールの敷地で、そこに四四〇〇戸（人口一万七三〇〇人）の住宅と公共施設を建設し、住宅は規格化され工業的に建設可能なものであることが条件とされた。さらに、計画地域の構成として、四つの「住区（Wohnkomplex）」を設け、各住区の中心に学校、幼稚園・託児所、商店・飲食店などの施設を、また、計画地域全体の中心に、より大規模な商店、行政施設、図書館、集会所、青少年用施設、余暇施設、映画館、診療所・病院を設置することが求められた。計画案の提出期限は一九五七年二月二八日とされ、三月一五日に選定される計画案にしたがって、一九五九年に住宅団地を建設する予定であった[16]。もっとも、コンクール終了後の一九五七年夏に、西ドイツ政府が、東ベルリンの中心地域を計画地に含む「首都ベルリン」コンクールを開催したことで政治的緊張が高まり、結果的に計画案にもとづく住宅団地は建設されなかった[17]。

このように建物として実現することはなかったものの、本稿は、計画案をめぐって行われた議論に注目する。フェンプール・コンクールは、実際に、東西両ドイツから同数の出品者と審査員が参加して行われた。まず、参加者の人的構成はどのようなものであっただろうか。出品者は、東西ドイツから八名ずつ計一六名であった。このなかで注目される

のが、マイ（Ernst May）とライヒョウ（Hans-Bernhard Reichow）である。マイは、戦間期を代表するモダニズム建築家のひとりであり、フランクフルトで郊外住宅団地建設、住宅の合理化と規格化、そしてプレハブ工法を推進していた。世界恐慌の影響でドイツでの建築活動が困難になると、一九三〇年にはソ連に赴き工業都市の計画にかかわった。ナチ体制成立後は英領東アフリカに亡命し、一九五四年に西ドイツへもどると、ハンブルクに本拠を置くドイツ労働総同盟傘下の公益的住宅建設会社ノイエ・ハイマートで、「近隣住区」[18]を実践する住宅団地をてがけた。[19]ライヒョウは、戦後西ドイツの都市計画の指導的理念となる「都市農村世界」を一九四八年の著書で提唱した人物である。戦間期にはメンデルゾーン（Erich Mendelsohn）のもとで働いたのち、ドレスデンやブラウンシュヴァイクの建設参事官をつとめた。ナチ期にはグチョフ（Konstanty Gutschow）のもとで、「近隣住区」を「住宅団地細胞としての地域グループ」としてナチ党組織に位置付けたハンブルク都市計画に関わり、シュペーア（Albert Speer）の空襲被災都市再建委員会でも活動していた。[20]

審査員は東西ドイツから二名ずつ計四名で構成された。東ドイツからは、まず発案者のヘンゼルマンが審査員をつとめた。ヘンゼルマンは、「国民的伝統」と社会主義的古典主義によるスターリン大通り建設を主導していたが、その最初の建築は一九三〇年のレマン湖畔のケンウィン邸（Haus KenWin）で、ル・コルビュジェの影響を強くうけたモダニズム建築であった。ナチ期には様々な建築家のアトリエでスタッフとして働き、戦後には、そのうちのひとりであったハンブルクの建築家ニッセン（Godbar Nissen）を通じて、後述するヘーベブラント（Werner Hebebrand）など同地の建築家に接触することになった。[21]もうひとりの東ドイツからの審査員をつとめたのが、建築アカデミーの副会長コライン（Edmund Collein）である。コラインも、戦間期にバウハウスで学ぶなどモダニズムと関わりの深い建築家で、こののち、スターリン大通りの残った区間の建設にたずさわることになる。[22]

西ドイツから審査員に名を連ねたのは、ヘーベブラントとヒレブレヒト（Rudolf Hillebrecht）である。ヘーベブラントは、戦間期のフランクフルトとソ連で、マイのスタッフとして活動していた。マイが東アフリカに去ったあともソ連に留まっていたが、一九三八年にドイツへ帰国し、ザルツギッターのヘルマン・ゲーリング工場都市計画に従事したのち、シュペーアの空襲被災都市再建委員会で働いた。戦後は一九五二年から六四年までハンブルク市の建設局長をつとめた。ヒレブレヒトは、マイやタウトらモダニズム建築家に影響を与え、シュペーアの師でもあったテッセノウ(Heinrich Tessenow)のもとで建築を学んだ。ナチ期には、グチョフのハンブルク都市計画に関わり、その後はヘーベブラントと同様にシュペーア委員会で働いた。戦後は一九四八年から七五年までハノーファーの建設参事官をつとめた。[23]

このように、審査員や主要な出品者は、共通して戦間期にモダニズム建築を経験していた。さらにマイとヘーベブラント、そしてコラインにはソ連での活動経験があり、また西ドイツの建築家の間には、亡命していたマイを除き、ナチ期の活動の重なりを指摘できる。モダニズム建築を共通の基盤とし、その後、スターリン体制下のソ連、ナチ体制、亡命先の英領植民地と異なる条件に適応しつつ建築家としての活動を続けることになったものの、戦間期から大戦期にかけての人的結合は戦後も生き続けており、東西ドイツの政治体制の境界を超えたフェンプール・コンクールの開催を可能にしたのである。

計画案に目を転じると、審査員によって一等に選出されたのはマイ

案（図4）であった。選評では、「空間的な分節によって好ましい印象を与え」、さらに「緑地帯が豊かな効果を発揮している」ことが指摘された[24]。マイ自身も、「住宅地区全体を都市農村世界へと変え、町の中心に位置する緑地を体系的な分岐によって個々の住居にまで導く努力がなされなければならない[25]」と述べ、同時代の西ドイツの都市計画モデルである「分節化された解放的な都市」と、そのなかでの緑化による「都市農村世界」の実現を計画案の基本構想としていた。

そのうえで、個々の建物の建設については「住棟を、規格化建材の組み立てによる現代的な建設に配慮して造形」し、「それぞれの建物に、クレーン走行レールを用いて効率的にアクセスできる」ことを企図していた[26]。プレハブ工法を前面にすえることは、東ドイツ側の関心にこたえるものといえる。さらに、これに関連して注目されるのが、「防水の外面をそなえた発砲コンクリートのプレートを用い、外壁モルタルの塗装は行わないことを提案する。これによって、かなりの節約を達成できるだけでなく、接合部が目に見えることで、表面構成の基準となる[27]」と述べていることである。これは、あえてプレートの接合部を塗装で覆わず、プレハブ工法で建設されたことが一目でわかるようにする提案であり、実際の建物でその成果をわかりやすく示す狙いを読み取ることができる。

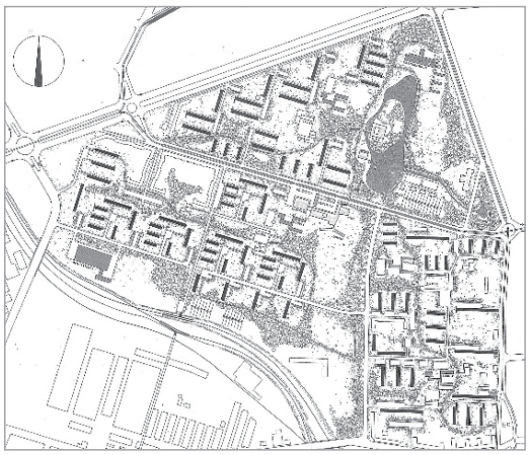

図4　マイのフェンプール計画案

西ドイツの建築家が一等に選ばれた結果に対しては、多くの論評がよせられた。そのなかには、こののち建築アカデミーの理論部門で大きな役割を果たすシュミット（Hans Schmidt）の評もあった。このシュミットも、コンクールの参加者と同様に、一九二八年の近代建築国際会議（CIAM）設立に加わるなど戦間期のモダニズム建築と関わりをもち、マイとはソ連で活動をともにしていた[28]。その論評では、コンクールに提出された東ドイツの建築家の計画案が、西ドイツの建築家の計画案と区別がつかないほど似ていることを指摘したうえで、「社会主義的都市計画」はいまだ発展途上であり、その発展を「西側の都市計画の経験を手がかりに進めたとしても、それは間違いではない」と、西側の都市計画を参照することに言及している[29]。しかし、ここで重要なのは、同時に西側の限界も指摘し、そこから距離を保つ姿勢を示していることである。すなわち、「我々が西側の都市計画の否定的な現象のもとに留まる場合」、それは「本末転倒」であるという。そしてマイの計画案についても、「我々の建築家に対し、好ましい方向を示したという長所がある」が、「このことと、彼のプロジェクトが、資本主義的都市計画がはまり込んでいる限界を超えていないということは矛盾しない」ことを強調している[30]。

それでは、東ドイツの都市計画と建築において、西側を参照しつつ同時に差異化が試みられたものとして、どのような論点があったのだろうか。マイの計画案は、合理的なプレハブ工法を推進する点で、一九五四年の転換以降に東ドイツで重視された建築の工業化と整合的であり、いわば東ドイツ側の関心を先取りしたかたちで、この過程をさらに推し進めるものであった[31]。その一方で、計画案全体の基本構想は、「分節化さ

れた解放的な都市」と「都市農村世界」という西ドイツの都市計画モデルに則ったものである。マイの計画案に対する選評で、空間の分節化と緑化が肯定的に評価されていたが、同時代の東ドイツの都市計画において、都市を分節化する単位とその性格をめぐって、どのような議論がなされていたのだろうか。

4　東ドイツにおける「住区」をめぐる議論

フェンプールの計画案が満たすべき要件として、対象地域に四つの「住区」を設けることが求められていた。マイは、一九五七年一一月の小冊子でフェンプール計画案を紹介し、この四つの「住区」を「近隣住区」として示している[32]。また、フェンプール計画の要件をみると、人口の規模や通過交通の排除、さらに、各「住区」と計画地全体に、住宅だけでなく学校や店舗などの施設や緑地を配置することを求めるなど、その内容は「近隣住区」とほぼ同じ内容ということができる。

しかし、シュミットは、一九五八年の論説で「住区」を「近隣住区」と区別し、「ソ連の社会主義的都市計画が生み出したもの」と明確に位置付けている。すなわち、「もともとロシア語の『街区（Quartal）』は、四方を通りに囲まれた四角い家屋群を示すもので、碁盤目状のロシアの地方都市における基本単位であった」が、「ソ連の都市計画の理論と実践の発展とともに、『街区』は、より大きな都市計画上の単位の呼称となった。これは、住宅とそれに付属する公共施設を含むもので、我々の住区に相当する」とし、「住区」をソ連の都市計画の系譜に位置付けている[33]。その一方で、「西側の都市計画は、それまで彼らに知られていなかった住区概念を、一九三〇年以降に初めて取り入れた」が、「大都市の解体を目指す『近隣住区』をつくりだすことで、正反対のものへ変化させた」と述べ、「近隣住区」を否定的な評価とともに西側世界に属するものと位置付けている[34]。シュミットの議論では、「街区」はソ連の都市計画が「近隣住区」に先行して発展させたものであり、「住区」もまた、「近隣住区」とは系譜の異なる概念ということになる[35]。以下では、この議論をふまえ、東ドイツの都市計画において「住区」がどのように解釈されていたのかを整理することで、東西ドイツの都市計画の共通点と差異を考えたい。

東ドイツにおいて、「住区」は、一九五〇年七月に東ドイツ政府によって決議された「都市計画の一六基本原則」の第一〇項目に掲げられていた。この原則は、同年四月にソ連の都市建設省から、東ドイツの政治指導部と建築家に対し提示されたものである。これ以降、ソ連の経験に基づくこの原則から、都市計画において実際の指針となる「住区」理論を発展させることが東ドイツの建築家、都市計画家の課題となった。この過程で画期となったのが、一九五三年に建築アカデミーのユングハンス（Kurt Junghans）が提示した「住区」モデルである（図5）。このモデルに基づいて、翌五四年には都市計画の指針として『都市計画の要素としての住区』が刊行された[36]。

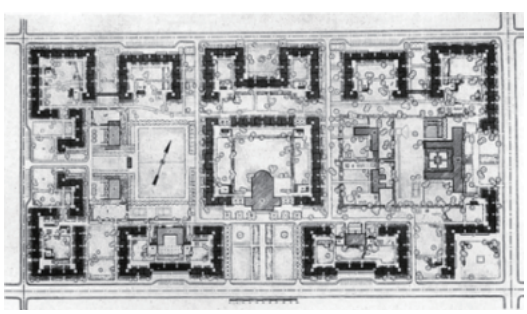

図5　ユングハンスの「住区」モデル

ここでユングハンスは、「住区」の機能として、「住宅地を開放し

(auflockern)、最大限に緑化し、十分な日照の住居を静かな環境のなかに創出する」とともに、「公共施設を合理的に配置して、そこへの距離を短く保つ」ことで、健康的な住居を提供し、社会生活への参加を可能にすることを挙げている[37]。しかし、これは「近隣住区」も同じであり、「開放する(auflockern)」という語彙も同時代の「分節化された開放的な都市」という西ドイツの都市計画モデルと共通するものである。

こうしたなかで、「近隣住区」から「住区」を差異化する際にユングハンスが強調したのが空間の境界線の意味であった。すなわち、西側の「近隣住区」は、「小さな孤立した家屋群を用いて密接な隣人関係を発展させることで、社会意識の崩壊と人間の社会的孤立に対抗しようとする」が、「住区」においては、「これとは反対に、都市のあらゆる部分を生き生きとした統一体へと統合し、個々の住民を都市全体と関係付けること」が基本理念であり、「それゆえ、境界となる通りや広場は分断線ではなく、住区と住区を、そして〔住区の上位に位置する単位である〕住宅地区と住宅地区を結びつける最も重要な要素である」ことを強調する[38]。このように、孤立した存在として描かれる「近隣住区」による分断に、全体へと結びつけられる「住区」による統合が対置された。

東ドイツにおける「住区」概念の発展にとってさらなる画期となったのが、一九五七年夏の西ドイツ政府による「首都ベルリン」コンクールであった。同年一〇月、この動きに対抗して、SED中央委員会が「住区」理論の改訂と東ベルリン中心部における「社会主義的住区」の建設を決定した。これを受けて、翌年五月にユングハンスの「住区」に代わるものとして、シュミットが「社会主義的住区」モデルを提示し(図6)、シュミット、コライン、コーゼルが中心となって編集した『社会主義的住区』が新たな都市計画の指針として建設省と建築アカデミーから刊行された[39]。

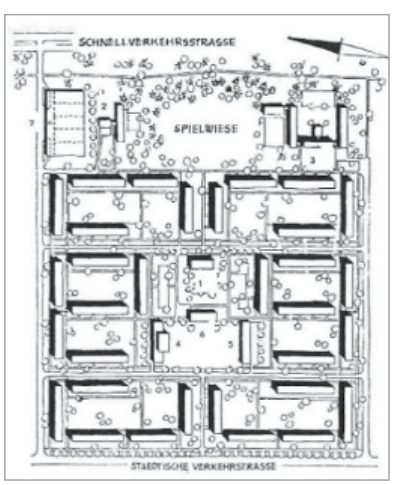

図6　シュミットの「社会主義的住区」モデル

シュミットが、「社会主義的住区」とこれまでの「住区」および西側の「近隣住区」との違いとして強調したのが、住区内部の建物の配置とそれによってもたらされる空間構成であった。まず、「社会主義的住区」では、「中庭の四方を全て建物で囲むような、かつての閉じられた建物の配置(geschlossene Bebauung)」が斥けられる。そのうえで、それに代わるものとして、「規格化された組み立て工法を用いることで、最も簡素な、周囲に建物が建てられていない構造がもたらされ、開かれた建物の配置(offene Bebauung)という原則への移行」が生じ、これによって「通りと街区の内部という空間的分離が消え、連続した空間が創出される」という[40]。つまり、住棟で囲まれた、閉じた空間がうまれるのを避け、内側と外側という分離が消えた空間の連続性を重視した建物の配置を、「社会主義的住区」の原則としたのである。図5と図6を比較すると、ユングハンスのモデルでは、長方形の住棟が交わり、隅が閉じられている箇所が複数生まれているが、シュミットのモデルでは、住棟が互いに交わることなく、独立して建っており、建物によって閉じられた空間が存在していないことがわかる。

さらに、この「開かれた建物の配置」と「連続的な空間」には、西側でみられる「住民の孤立」に対抗する社会意識をもたらすという意味

が付与された。その際に重視されたのが、社交組織との関係であった。すなわち、「社会主義的住区における住棟のグループ分けは、社会主義社会の政治的、文化的、物質的な生活にとってますます重要な役割を果たす、住宅地における社交組織の配置に従う」とし、それぞれ独立して建てられている住棟を、社交組織を通じて関係付け、まとまりを形成することが企図された[41]。

こうして「社会主義的住区」では、西側における「住民の孤立」との対比のなかで、社交と住民の連帯感を促進する社会性が強調された。社会性の強調は、ユングハンスの「住区」とも共通するが、ユングハンスが境界線の解釈を通じてそれを試みたのに対し、ここでは住区内の建物の配置が焦点となった。さらに注目されるのが、こうした建物の配置と空間構成が、「規格化された組み立て工法を用いることで、最も簡素な、周囲に建物が建てられていない構造がもたらされ」とあるように、建築の工業化と結び付いていることである。フェンプール計画案についてマイが述べていたように、プレハブ工法による建設では、組み立てクレーンや関連する機材のアクセスが重要であり、マイの計画案でも長方形の住棟が互いに交わることなく、並行に並べられていた（図4）。こうした工業化は、第一には、経済性の観点から求められていたが、ここでは、「閉じられた」配置と「開かれた」配置の対比とともに、住民の連帯感を涵養し社会性を支えるものへと、その意味が再解釈されているのである。

上述した一九五七年一〇月のSED中央員会では、東ベルリン中心部における「社会主義的住区」の建設が決定されていたが、その舞台となったのがスターリン大通りであった。シュトラウスベルク広場とアレクサンダー広場の間の空間について、一九五八年から五九年にかけて複数の計画案が立案されたのち、コラインとドゥチュケ（Werner Dutschke）の二つの草案が一つにまとめられた。この計画案は、スターリン大通りを挟んで北側と南側に一つずつ、それぞれ住民八〇〇〇人の「社会主義的住区」を建設するもので、一九五九年に建設が開始され、一九六五年に完成した[42]（図7）。その建設現場は、図8が示すように、クレーンを投入して規格化建材を組み立てるという、建築の工業化を示すものであった。こうして、図1と図7を比較してわかるように、シュトラウスベルク広場とアレクサンダー広場の間のスターリン大通りは、表面装飾のない長方形の建物が並び、冒頭で示したフランクフルト門とシュトラウスベルク広場の間のスターリン大通りとは異なる姿となった。

図7　スターリン大通り沿いの「社会主義的住区」

図8　スターリン大通り、プレハブ工法による建設（1960年）

5　おわりに

一九五七年に東西両ドイツの建築家が参加して行われたフェンプール・コンクールは、一九五四年の都市計画と住宅建設の転換後、課題となっていた建築の工業化に取り組む東ドイツの建築家が西側との接触を試みるなかで開催されたものであった。冷戦下にこうした東西両ドイツの建築家の交流が可能であった背景には、戦間期のモダニズム建築を共通の基盤とした人的結合があった。大戦期にそれぞれ異なる条件のもとで活動しながら、この人的ネットワークは戦後も機能していたのである。

フェンプール計画案をめぐる議論では、建築の工業化と、都市計画の単位である住区の位置付けの二点がテーマとなった。前者については、一等に選出されたマイの計画案が、東ドイツ側の関心を先取りしたかたちで、プレハブ工法を前面に押し出していた。建築の工業化という論点では、東側の西側に対する遅れの挽回という側面が目立つものであった。

その一方で後者の都市計画の単位としての住区というテーマでは、フェンプール計画案の前後の時期に、住区概念を東ドイツの都市計画のなかで独自に定義し、社会主義的な共同生活を体現する空間構成と、西側の都市計画との差異化が試みられた。その過程では建築の工業化の論点もとりいれられ、東側の独自性を打ち出そうとする姿勢が、前者の論点に比してより顕著であった。

こうした差異化の試みは、東西の対抗関係を前提としたものである。しかし、本稿がここまで検討してきたように、この対抗関係は全く異質なものどうしの衝突としてではなく、共通の基盤にたったうえでの対抗関係として理解すべきものであった。この点に関連して、フェンプール計画案の審査員のひとりであったヒレブレヒトは、一九七四年に東側諸国の都市計画と住宅建設を回顧して、モダニズム建築の影響のもとでの東西間の交流によって、政治体制の違いを越えて都市計画上の類似がもたらされたことを指摘している[43]。この指摘をふまえて、本稿の議論をふりかえると、東西ドイツの建築家が、ともにモダニズム建築に立脚しているからこそ、差異化が試みられなければならなかったと考えることができる。その意味で、一九五〇年代後半における東ドイツのモダニズムの特徴は、差異化のためになされた概念の解釈にこそあらわれているということができよう。

最後に、本稿の考察の射程と残された課題についてふれておきたい。本稿は、スターリン大通りの工期による変化を議論の出発点とした。そのため、社会主義的古典主義による建設が開始される以前の動向を十分に検討できなかったが、この時期にはシャロウン（Hans Scharoun）により戦間期のモダニズム様式でスターリン大通り沿いに集合住宅が建設されていた[44]。この点をふまえると、社会主義的古典主義様式の時期は前後をモダニズムに挟まれた時期とみることができる。本稿が注目した一九五〇年代後半の動向も、戦後直後にみられたモダニズムからの離脱をへて、再びモダニズムに回帰したものととらえることができる。実際に、フェンプール・コンクールを、戦間期のモダニズム建築の名誉回復と位置付ける研究もある[45]。もっとも、この見方については、戦後直後のモダニズムと五〇年代後半から六〇年代にかけてのモダニズムについて、どこまで同質であり、どのような差異があるのか、モダニズムのなかでの変化を社会的文脈と関連付けながら検討することが必要であるように思われる。この点については今後の課題としたい。

図版出典一覧

図1　Simone Hain, „Berlin Ost“, in: Klaus von Beyme u. a. (Hrsg.), *Neue Städte aus Ruinen*, München 1992, S. 47.

図2　Mark Escherich (Hrsg.), *Denkmal Ost Moderne*, Berlin 2012, S. 53.

図3　Gerhard Puhlmann, *Die Stalinallee. Nationales Aufbauprogramm* 1952, Berlin (Ost) 1953, S. 80, 90.

図4　Justus Bueckschmitt, *Ernst May*, Stuttgart 1963, S. 131.

図5　Werner Durth / Jörn Düwel / Niels Gutschow, *Architektur und Städtebau der DDR*, Berlin 2007, S. 501.

図6　Johann Friedrich / Geist Klaus Kürvers, *Der Berliner Mietshaus*, Bd. 3: 1945-1989, München 1989, S. 398.

図7　Johann Friedrich / Geist Klaus Kürvers, *Der Berliner Mietshaus*, Bd. 3: 1945-1989, München 1989, S. 403.

図8　Andreas Butter / Ulrich Hartung (Hrsg.), *Ostmoderne. Architektur in Berlin 1945-1965*, Berlin 2004, S. 115.

注

（1）本稿は、第八八回社会経済史学会のパネル「冷戦期の住宅建設・都市開発――西ドイツとチェコスロヴァキア」での報告をもとに、加筆修正したものである。

（2）冷戦下ベルリンの都市空間の解釈について、Gabi Dolff-Bonekämper, „Einführung“, in: Gabi Dolff-Bonekämper / Hiltrud Kier (Hrsg.), *Städtebau und Staatsbau im 20. Jahrhundert*, München 1996, S. 10; スターリン大通りとハンザ地区を対比的に分析した邦語文献として、高橋秀寿「冷戦の境界ベルリンの空間形成」田中きく代・中井義明・朝治啓三・高橋秀寿（編著）『境界域からみる西洋世界』ミネルヴァ書房、二〇一二年、一一三―一四三頁。

（3）高橋、前掲論文、一一八―一二三頁；Thomas Topfstedt, „Wohnen und Städtebau in der DDR“, in: Ingeborg Flagge (Hrsg.), *Geschichte des Wohnens*, Bd. 5, Stuttgart 1999, S. 466-470.

（4）高橋、前掲論文、一二三―一二九頁；Johann Friedrich / Geist Klaus Kürvers, *Der Berliner Mietshaus*, Bd. 3: 1945-1989, München 1989, S. 360-383.

（5）Andreas Butter, „West und Ost im Ringen um den sozialen Stadtraum“, in: Christopf Bernhardt (Hrsg.), *Städtische öffentliche Räume*, Stuttgart 2016, S. 61.

（6）Dolff-Bonekämper, „Einführung“, S. 10.

（7）Thomas Topfstedt, „Die nachgeholte Moderne. Architektur und Städtebau in der DDR während der 50er und 60er Jahre“, in: Dolff-Bonekämper / Kier (Hrsg.), *Städtebau und Staatsbau*, S. 39-47.

（8）そうした研究として、注（4）の文献がある。Butter, „West und Ost“, S. 61-97; また同様の研究として、Mark Escherich (Hrsg.), *Denkmal Ost Moderne. Aneignung und Erhaltung des baulichen Erbes der Nachkriegsmoderne*, Berlin 2012; Andreas Butter / Ulrich Hartung (Hrsg.), *Ostmoderne. Architektur in Berlin 1945-1965*, Berlin 2004.

（9）Butter, „West und Ost“, S. 62; もっとも、ベルリン以外の都市では、西ドイツのゴスラーの計画に東ドイツの建築家が計画案を提出した事例もあった。より大規模なものとしては、ケルンの大聖堂前広場について国際コンクールが行われ、東側諸国の建築家も計画案を出品していた。ただし、これは広く東側諸国から参加があり、東ドイツに限定さ

れたものではなかった。首都ベルリンを舞台に、東西ドイツに限定し同数の参加者で行われたものとして、フェンプール・コンクールは独特の試みとして同時代の注目を集めた。Vgl. Butter, „West und Ost“, S. 67f.

（10） Topfstedt, „Wohnen und Städtebau in der DDR“, S. 486.

（11） Topfstedt, „Wohnen und Städtebau in der DDR“, S. 487; Simone Hain, „Berlin Ost: »Im Westen wird man sich wundern«“, in: Klaus von Beyme u. a. (Hrsg.), *Neue Städte aus Ruinen. Deutscher Städtebau der Nachkriegszeit*, München 1992, S. 48; Werner Durth, „Auf der Suche nach der neuen Stadt. Parallelen und Kontraste im deutschen Städtebau“, in: Dolff-Bonekämper / Kier (Hrsg.), *Städtebau und Staatsbau*, S. 34f.

（12） Werner Durth / Jörn Düwel / Niels Gutschow, *Architektur und Städtebau der DDR*, Berlin 2007, S. 466.

（13） Friedrich / Kürvers, *Der Berliner Mietshaus*, Bd. 3, S. 385.

（14） Durth / Düwel / Gutschow, *Architektur und Städtebau der DDR*, S. 470.

（15） Paul Sigel, „Positionsbestimmungen zwischen Ost und West“, in: Thomas Flierl (Hrsg.), *Der Architekt, die Macht und die Baukunst. Hermann Henselmann in seiner Berliner Zeit 1949-1995*, Berlin 2018, S. 174-177.

（16） Friedrich / Kürvers, *Der Berliner Mietshaus*, Bd. 3, S. 393.

（17） Durth / Düwel / Gutschow, *Architektur und Städtebau der DDR*, S. 478-480.

（18） 「近隣住区（neighborhood unit）」は、田園都市運動の延長上で、一九二九年にアメリカの都市計画家クラレンス・ペリーによって提唱された。小学校の校区を念頭に人口五〇〇〇人程度を単位とし、境界を幹線道路などで明示するとともに、区域内に公共施設や店舗、小公園や緑地を設け徒歩圏内で日常生活を可能にするものである。クラレンス・A・ペリー（倉田和四生訳）『近隣住区論』鹿島出版会、一九七五年。この構想は、都市生活を人間的スケールに戻し、草の根の民主主義をささえる共同体意識を育むことが目的であったが、伝播した地域の文脈のなかで実現されていった。本文でふれるように、ドイツでは、ナチ期に「民族共同体」を支える単位としても利用された。

（19） 拙稿「戦後西ドイツにおけるエルンスト・マイの住宅建設」『ゲシヒテ』一一（二〇一九年）、七一－八七頁。

（20） 高橋、前掲論文、一三六－一三七頁；ライヒョウの著作は、Hans-Bernhard Reichow, *Organische Stadtbaukunst. Von der Großstadt zur Stadtlandschaft*, Braunschweig 1948；ナチ期については、Butter, „West und Ost“, S. 76.

（21） Sylvia Claus, „Zwischen Modernismus und Historismus. Zu Hermann Henselmanns Architekturästhetik“, in: Flierl (Hrsg.), *Der Architekt, die Macht und die Baukunst*, S. 154-156; Butter, „West und Ost“, S. 70.

（22） Friedrich / Kürvers, *Der Berliner Mietshaus*, Bd. 3, S. 311.

（23） Friedrich / Kürvers, *Der Berliner Mietshaus*, Bd. 3, S. 393; Butter, „West und Ost“, S. 70f.

（24） Butter, „West und Ost“, S. 83.

（25） Ernst May, „Meine Lösung zum Wettbewerbsprojekt Fennpfuhl“, in: *Städtehygiene*, 12/1957, S. 249.

（26） May, „Meine Lösung zum Wettbewerbsprojekt Fennpfuhl“, S. 250.

（27） May, „Meine Lösung zum Wettbewerbsprojekt Fennpfuhl“, S. 251.

（28） その後、バーゼルやワルシャワをへて、一九五五年に東ドイツへ移住した。Friedrich / Kürvers, *Der Berliner Mietshaus*, Bd. 3, S. 394.

（29） Hans Schmidt, „Von der Schwelle des sozialistischen Städtebaus“, in:

Deutsche Architektur, 9/1957, S. 482.

（30）Schmidt, „Von der Schwelle des sozialistischen Städtebaus“, S. 482.

（31）Vgl. Butter, „West und Ost“, S. 84.

（32）Ernst May, *Die sozialen Grundlagen des heutigen Städtebaues*, o. O. 1957, Anhang: Berlin-Lichtenberg-Fennpfuhl.

（33）Hans Schmidt, „Der sozialistische Wohnkomplex als Architektur“, in: *Deutsche Architektur*, 6/1958, S. 324.

（34）Ebenda.

（35）これはシュミットの主張であり、「近隣住区」がソ連の都市計画にも影響を与えたとするものとして、Rosemary Wakeman, "Was There an Ideal Socialist City? Socialist New Towns as Modern Dreamscapes", in: Jeffry M. Diefendorf / Janet Ward (eds.), *Transnationalism and the German City*, New York 2014, p. 110.

（36）Durth / Düwel / Gutschow, *Architektur und Städtebau der DDR*, S. 500f.

（37）Kurt Junghanns / Felix Boesler, *Der Wohnkomplex als Planungselement im Städtebau*, Berlin (Ost) 1954, S. 11.

（38）Ebenda.

（39）Friedrich / Kürvers, *Der Berliner Mietshaus*, Bd. 3, S. 396, 398.

（40）Ministerium für Bauwesen / Deutsche Bauakademie (Hrsg.), *Der sozialistische Wohnkomplex*, Berlin (Ost) 1959, S. 3.

（41）Ministerium / Bauakademie (Hrsg.), *Der sozialistische Wohnkomplex*, S. 2.

（42）Friedrich / Kürvers, *Der Berliner Mietshaus*, Bd. 3, S. 396-403; なお、大通りの名前は、スターリン批判のなかで、一九六一年にカール・マルクス大通りに改められた。

（43）Rudolf Hillebrecht, „Zur Einführung“, in: Edmund Goldzamt, *Städtebau sozialistischer Länder*, Stuttgart 1974, S. 8.

（44）Hain, „Berlin Ost“, S. 35-37.

（45）Hain, „Berlin Ost“, S. 51.

（あしべ　あきら・東京大学講師）

冷戦初期チェコスロヴァキアの住宅団地建設
――モデル団地としてのオストラヴァ都市開発における包摂と排除――

森下嘉之

1　はじめに

本稿は、冷戦初期（主に一九五〇～六〇年代）の都市・住宅開発の位相を、共産党政権下のチェコスロヴァキアを事例に考察するものである[1]。具体的には、チェコスロヴァキア屈指の鉱山・工業都市であったオストラヴァにおける冷戦期の住宅団地の開発と、移住者が形成した社会についての分析を行う。筆者は既に、ドイツの占領下におかれた第二次世界大戦期におけるオストラヴァ都市社会の変容と戦後の住民移動について論じている[2]。本稿は、前述の研究を継承したうえで、戦後四〇年に及ぶ共産党政権さらには二一世紀に至る都市社会の形成過程の一端を考察する。

本稿が分析対象として取り上げるのは、冷戦初期の一九五〇年代に建設が開始されたオストラヴァの住宅団地「ポルバ」地区である。チェコスロヴァキアのみならず、一九五〇年代の東欧諸国では、各地で大規模な工業団地の開発が行われた。一九三〇年代にソ連で建設された重工業都市マグニトゴルスクなどをモデルに建設された、東ドイツ（アイゼンヒュッテンシュタット）、ハンガリー（ドゥナイヴァーロシュ）、ポーランド（ノヴァ・フタ）の事例が挙げられよう[3]。ポルバも含め、その多くは、「社会主義リアリズム」建築として、後の時期の住宅建設とは異なる独特の都市景観を生み出した。

ポルバ団地に関する研究は、「社会主義リアリズム」建築の再評価という観点から、近年数多くの成果が現れている。オストラヴァの建築史家ストラコシュ（二〇一〇年）が、オストラヴァ文書館史料及び当時の建築雑誌及び同時代の報告論文[4]を駆使し、戦後オストラヴァの都市開発について概観している[5]。アイオワ州立大学の建築史家ザレコア（二〇一一年）の研究は、ポルバ団地を主要事例に、チェコスロヴァキアにおける戦前のモダニズム建築家と社会主義期の住宅建築・都市計画との関連を明らかにしている[6]。

このように、オストラヴァ・ポルバ団地については主に建築史の分野で研究が積み重ねられているが、現代史においては、一九五〇年代の社会主義建設期の一事例として触れられるにとどまっている。本稿が着目するのは、冷戦初期に建設された団地において、どのような人々が入居しえたのか、どのような社会・家族・人物像が当時の団地の「あるべき」理想とされ、そこからの排除の論理が働いていたのかについてである。近年では、ポルバ団地の住民が編纂したクロニクルやオーラル・ヒストリーが現れており、これらも本稿の分析の一助としたい[7]。

2　戦後復興のための住宅供給と社会主義政権による重工業化政策

終戦直後の一九四五年六月の内務省布告によって、オストラヴァでは九七の大工場、一一一の中規模工業、ドイツ資本および従業員数五〇〇人以上の工場が国有化されたほか、ドイツ人が居住していた一三〇〇家屋七九〇〇戸が接収された[8]。オストラヴァ域内に一万六五〇〇人居住していたドイツ系住民は市民権剥奪の上、その多くがドイツに「追放」された[9]。オストラヴァ州国民委員会の管轄地区では、ドイツ人追放政策

が終了した一九四六年一〇月末より一万四六二二人に対して収用地が分配された[10]。

ドイツ系住民の追放政策が終わった一九四六年一〇月に、共産党を中心とする連立政権は、全国一二万五千戸の住宅建設を含む復興政策「二か年計画」に着手した[11]。同計画における、計画経済と私的所有の混合形態は、「社会主義へのチェコスロヴァキアの道」とも呼ばれた。一九四八年に成立した共産党政権は、翌四九年五月の第九回共産党大会において、集団化を前提とするソ連型社会主義への転換を表明し、第一次五か年計画（一九四九～五三年）に着手した。このような国家規模での重工業政策において中心の一つに据えられたのが、オストラヴァのクレメント・ゴットワルト・ヴィートコヴィツェ製鉄所（Vítkovické železárny Klement Gottwald VŽKG）、及び、新クレメント・ゴットワルト炭鉱・製鉄所（Nová huť Klementa Gottwalda NHKG）であった。一九五六年に開始された第二次五か年計画（一九五六～一九六〇年）では、この両製鉄所の鉄生産は一一一%増、スチール七八%増が計画され、一九六九年にはこの両者で六万六六四〇人の従業員を抱えた[12]。当時のオストラヴァは「チェコスロヴァキア共和国の心臓」と呼び表され、「資本主義の都市計画とは異なるソヴィエト型の社会主義都市・住宅地を、民族(národ)に適合させること」が都市計画の目標として掲げられた。「資本主義的人間を排除し、新たなオストラヴァの街から同国全体の生活環境の再建が始まる」ことで、同市は「人民のための街」と位置付けられたのである[13]。

社会主義の建設を推し進めるチェコスロヴァキアにおいて、都市建設を担うプロジェクトとして一九四八年九月に発足したのが、「スタヴォプロジェクト（Stavoprojekt）」と呼ばれる組織であった。この組織内で主流を占めたのが、一九二〇～三〇年代にバウハウスや近代国際建築会議（CIAM）、ソ連構成主義の影響を受けた「社会主義建築家連盟」のアヴァンギャルド建築家であった[14]。スタヴォプロジェクトが目指した住宅建設は、戦前の共産化以前の建築との連続性が指摘されるが、その象徴ともいえるのが、戦前に建設されたチェコ東部の都市ズリーンにおけるモダニズム建築の労働者住宅であった。ズリーンは一九世紀より製靴企業バチャの企業城下町として発展した都市であり、戦前にバチャで労働者住宅や都市建設を担っていた建設部門局は、戦後にスタヴォプロジェクトに引き継がれた。材質・工法等が規格化された住宅建築は、「ゴットワルドフ」へと改称された都市名にちなんで「G四〇」タイプとして定められ、一九五〇年代の住宅建設に広く採用されることになった[15]。「社会主義リアリズム」の建築様式は、一九四九年の第九回共産党大会において採用され、一九四五年から一九五二年の間に、オストラヴァでは一万四八二四家屋が建設された[16]。同様式の住宅建設は、スタヴォプロジェクトの建築家ズデニェク・ラコミーの主導によって、全国各地で推進された[17]。

3　一九五〇～六〇年代における
オストラヴァ・ポルバ団地の建設

一九五〇年代の重工業化政策と、チェコスロヴァキアの「社会主義リアリズム」を最も体現した建築が、オストラヴァ市西部に計画されたポルバ団地[18]であった。以下、主にストラコシュとザレコアの研究に依拠して整理していく。

ポルバの建設用地は、戦後にドイツ人土地所有者ヨハン・ヴィルチ

図１　オストラヴァ・ポルバ団地の建築様式（筆者撮影）

ェクから収用したポルバ地区一〇五ヘクタールが割り当てられ、一五万人を想定した団地建設が一九五二年七月より開始された[19]。ポルバ団地の建設を任されたのが、戦前にブルノの機能主義建築家イジー・クロハのもとで学んだ建築家ウラジミール・メドゥナであった。この時期の都市建設には、ソ連の建築アドヴァイザーが関与しており、一九五二年一〇月にはチェコ建築家の代表団がソ連を訪問していた[20]。ポルバ団地は建設時期により全八区域に分類されるが、一九五〇年代前半に建設された第一～三区は、レンガとコンクリート式天井を基盤に、ルネサンス・古典主義の装飾を施したファサードに三角屋根が備えられた。中庭を囲む四階建ての住宅が左右対称・規則的に配置され、道路網との関係を配慮した配置であった。ポルバ団地における建築上の最大の目玉ともいえる「オブロウク」は、一九世紀前半のペテルブルク宮殿広場の参謀局を再現したものであった（図1）。第一次五か年計画によって全国に建設された住宅は一七万六四四六戸に達したが、ここで導入されたのは、台所つき二部屋住宅で平均三二・二七㎡の五～六階建て「T一五タイプ」と呼ばれる集合住宅であった。ポルバでは台所九・八五㎡、リビング一六・八㎡、寝室一五・六㎡、一戸当たり平均二・二部屋で、四八㎡の広さを確保した。また、一九五三年に建設された家族向け三部屋住宅は、平均四九・一二㎡（ポルバでは五四㎡）のT七四タイプと呼ばれた[21]。

しかし、ポルバ団地一～三区に代表される、「社会主義リアリズム」建築による都市建築は、一九五〇年代後半のスターリン批判に伴う同様式の否定、フルシチョフによるパネル住宅建設の導入によって、大きな転換点を迎えた。一九五九年三月の党中央委員会では、一九七〇年までに全国一二〇万戸のパネル工法による建設が掲げられた[22]。ポルバ団地においても、第四区以降の住宅ではG五七タイプ[23]と呼ばれるパネル工法が導入されたことで、一九六三年末までに、六万三三八五人が居住する一万八四〇〇戸が建設された[24]。第四区では玄関、台所一〇・一七㎡、リビング二一・五二㎡、寝室一四・三一㎡、浴室トイレを有していた[25]。一九六〇年代のポルバ団地の全九八〇六戸中、ほぼすべての世帯に集中暖房、電力照明、ガス、浴室、上下水道が備えられていた[26]（次頁、図2）。当初は独身者用の小規模住宅の比率が高かったが、一九六〇年代には全二万五三〇三戸中、二部屋住宅は一万五一〇九戸と半数以上を占めるようになり、子どものいる若い世帯への室内空間等の改良が施されていたことが伺える（同、表1）。託児所や図書館、五つの映画館、緑地の整備がなされ、一九六五年に建設が開始された第六区は、高等学校と県立

病院のエリアとされた[27]。チェコ国内では、一九六八年においても人口の四〇％以上が一人あたり八㎡という戦前とほぼ変わらない「過密住宅」に居住していたことに比して、ポルバ団地の例外性は際立っていた[28]。

一九五六年には、英米他、ブラジル、ウルグアイ、日本などの各国から視察団が訪問した。一九五七年七月一三日には、フルシチョフ第一書記がポルバを表敬訪問したほか、一九五九年七月にはエチオピア皇帝ハイレ・セラシエ、一九六〇年一一月にはカンボジアのシハヌークら各国元首の訪問を受けた[29]。ポルバ団地は、チェコスロヴァキアにおける社会主義建設の「成果」を諸外国に発信する場として位置づけられた。

1	玄関	10.82 ㎡	6	寝室	14.31 ㎡
2	玄関	7.73 ㎡	7	寝室	14.64 ㎡
3	台所	10.17 ㎡	8	寝室	14.80 ㎡
4	リビング	21.52 ㎡	9	浴室＋ WC	8.42 ㎡
5	リビング	18.65 ㎡	10	玄関	5.5 ㎡

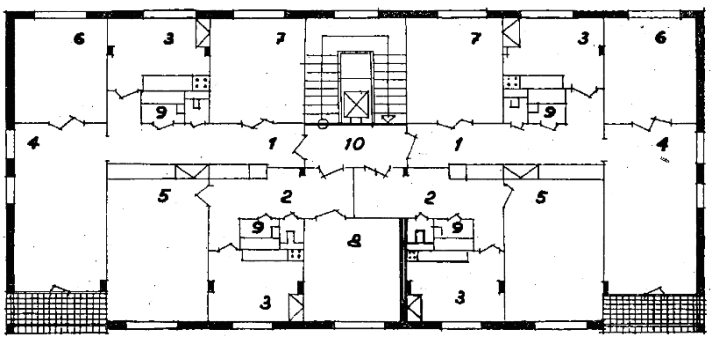

図２　1950 年代建設のポルバ住宅団地の見取り図
出典：Bartoň (1964), p. 20 より作成。

表１　1960 年代におけるポルバ地区統計

	1963	1967		
住民数	67,385	85,478		戸数
女性	20,437	27,953	1 部屋住宅	2,652
15 歳以下	23,133	26,539	2 部屋住宅	15,109
出生	1,346	1,284	3 部屋住宅	5,957
死亡	241	405	4 部屋以上	740
自然増	1,105	879	独身寮	845
流入者数	5,394	5,689	総数	25,303
退去者数	2,015	2,775		
移住による増加	3,379	2,914		
婚姻	474	587		

出典：Archiv města ostravy. Čísla o Porubě.

4　工業団地の建設主体と入居住民の内訳

本節ではまず、住宅建設の担い手について確認したい。一九五三年一二月二二日第一〇六号法において、住宅建設の担い手は国、企業、住宅組合、個人の四者とされ、特に戸建て住宅に関しては、戦前以来の住宅の私的所有が認められていた。実際に、一九五〇年代の全国統計によれば、個人建設住宅が住宅建設総数の三分の一から四分の一を占めていた[30]。一九五八年の第一一回党大会で党は、住宅建設の滞りに鑑みて、企業や組合による住宅建設を促す方針を打ち出した。一九五九年五月一二日第二七号法によって設立された住宅組合は四二〇、組合員数は一万六二一一人を数えた一方、一九六一年には政府による建設援助を受けた住宅は一〇％程度となっていた。他方、一九八九年までに組合員数は一二五万人以上、組合住宅の比率は四〇％を超えた[31]。オストラヴァのポルバ団地においても、一九五〇年代後半から民間所有の家屋は九〇％、住宅組合は一万八六家屋に増大した[32]。一九六〇年代のポルバ団地の建設主体は、オストラヴァ・カルヴィナー製鉄所が六一六六戸、地区住宅公社（obvodní bytový podnik OBP）が九八〇五戸、住宅組合が六三四五戸、その他二九八六戸となっており、国から企業や住宅組合へと移管されていく様子がうかがえる。また、同公社の建設数のなかでも、二部屋住宅が八千戸以上を占めていた[33]。このような住宅政策の変容からは、ポルバ住宅の入居者は職場と住宅組合への加入によって、単身者または若年世帯を中心に、地域社会に組み込まれていくことが想定されていたとみることができよう（表2、3参照）。

次に、ポルバ団地の住民構成について見ていきたい。同団地の特徴は、入居者の多くが定住したことにあった。一九六八年には、市内

表2　1948～1959年の全国での住宅建設数

	総数	政府建設	個人建設
1948	21,683	11,883	9,800
1953	38,957	29,657	9,300
1959	66,718	46,217	20,501
合計		354,507	180,470

出典：*Stručný statistický sborník 1945-1960*, p. 202.

表3　1960年代ポルバ地区における住宅建設の出資者推移

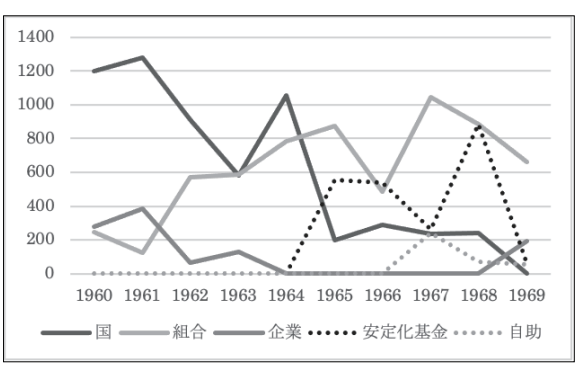

出典：Bartoň (1971); Prokop, et al. (1985); Jiřík, et al. (1997) より作成。

の住民数三〇万四一一四人のうち、定住者二七万一二一九人、一時滞在者三万二八九五人を数えていたが、ポルバを含む第八区では住民八万八二二三人中、定住者は八万四四八六人に達しており、市内では最大であった[34]。一九六一年には、ポルバ団地の住民四万六七六〇人中、一五歳以下は一万九三八一人と半数近くに達しており、子どもたちのための九の基盤学校、一〇の小学校、七の託児所が設けられていた。一四歳未満の比率が市内では二三・四%に対して、ポルバでは三七・二%を占める一方で、六〇歳以上の比率が市内では一七・八%に対して、ポルバでは三・七%にとどまっていた。以上の事例から、一九六〇年代以降のポルバは移住者の街から、現地で生まれ育った人々の街へとその性格を変えており、オストラヴァの他の地区に比して、相対的に「若者の街」であったといえる[35]。

住民の民族構成についても確認しておきたい。一九六一年の統計によれば、市内の民族構成はチェコ人が二一万六八八九人（九二・六〇%）を占めており、次いで、スロヴァキア人一万二七一三人（五・四三%）、ポーランド人八八三人（〇・三八%）、ドイツ人六六七人（〇・二八%）であった。一九三〇年にはドイツ人が二万四六八二人を数えていたことに比べると、戦後の「追放」が市内の民族構成に大きな影響を及ぼしたことが伺える[36]。一九五二年におけるポルバ地区の一時滞在者八九名の出身地は、ハンガリー、ブルガリア、東ドイツ、ポーランド、ロシア（ソ連）であり、その大多数はヴィートコヴィツェ製鉄所・炭鉱の労働者であった[37]。

共産党政権の発足直後にあたる一九五〇年の全国統計によれば、オストラヴァに住居登録のある一七万五四〇三人中、移住者の人数は六万五六八八人、比率にして三七・四%であった。これは、住民の大半が入れ替わった自治体も珍しくない国境地域はもとより、チェコ側すべての県都の平均（五一・四%）の中でも低い比率であった。オストラヴァが一九世紀以来の探鉱・工業都市としての歴史から、季節労働者を近隣地域から受け入れ続けたことがその理由として挙げられる[38]。ポルバ地区においても、一九六八年の統計によれば地元の北モラヴィア県八一・二%が圧倒的多数を占めていた[39]。同年のポルバでの一家屋当たりの平均居住者数は二九・七人に達しており、同地区の住民の多くが大規模な集合住宅に居住していることを示していた。ヴィートコヴィツェ製鉄所に近接するフラブーフカ地区、ザーブジェフ地区に比して、ポルバでは独特の団地住民としての意識が生じたと考えられる（表4）。

表4　戦後建設された住宅地区の人口増加

	フラブーフカ	ザーブジェフ	ポルバ
1946	5,333	15,232	1,497
1950	5,346	16,414	1,596
1961	10,581	21,963	42,575
1970	30,473	39,223	83,196
1980	38,810	34,177	93,667

出典：Radim Prokop, Jiří Kovář, „Ostrava novodobý vývoj a problematika obyvatelstva současného průmyslového velkoměsta“, *Ostrava. Sborník příspěvku k dejinám a výstavbe mesta*, 13, 1985, p. 172.

5　社会主義期における不可視化された「排除」

本節では、近年進められているポルバ団地の入居者への聞き取り調査を紹介する。最初に、団地建設当時の入居者に関する新聞報道から見ていきたい。鉱山労働者アルノシュト・ヴロナは、妻と五人の子どもとともに、オストラヴァ近郊のブトヴィツェから一九五一年にポルバ団地

に入居した。転居以前は車両工場のクレーン工であったが、鉱山で短期労働の経験があったことから、オストラヴァの鉱山労働に「転職」したという。現地では模範労働者「スタハノフ」として表彰され、新居では娘も生まれた。食器棚やベッドなど新居の家具は国からの補助で購入し、「クリスマスまでに絨毯を買い揃える」つもりだという[40]。二〇一九年に刊行されたポルバ住民の回想録によれば、市内ヴィートコヴィツェ製鉄所に勤めるヤン・シュピナ（一九二二年生まれ）は、妻アリツェと一人の娘と共に、一九五〇年三月にポルバ団地最初の入居者となった。家族は台所つき三部屋住宅を確保したが、当時は製鉄所建設の労働力（ブリガーダ）が大量動員された時代であり、ポルバには彼ら・彼女らのための一時バラックが建てられていた。妻はこの若い労働力のために、バラック食堂で働いていたという。翌年には長男が生まれ、家族ともポルバで過ごしたが、住居設備や隣人関係において肯定的な記録を残している[41]。団地への入居は、以前の社会生活からの大幅な物質的・精神的改善と捉えられることが多かった。

もっとも、ポルバ団地の環境については、住民の反応は必ずしも肯定的なものばかりではなかったようである。迅速な大量生産を目指したプレハブ・パネル工法への転換によっても建設の遅れは改善されず、パネルの継ぎ目にはしばしば隙間が生じてしまい、絶えずメンテナンスが必要になったという[42]。別の記録によれば、「一九五四年に引っ越したとき、道も玄関も泥まみれであり、靴を見ればポルバの人間だとわかる」ほどであり、「オストラヴァで白いシャツとブラウスを着ること、窓を開けることは不可能」なうえに、皮膚病も増加していたという[43]。一九六五年には、市の役人が「人々はポルバにやってきて、ただ寝るだけであり、生活はほかの場所にある[44]」と発言していた。ポルバは建設当初から特定の工場労働者の団地として設計された経緯があり、団地内で完結する「田園都市」的な設計ではなかったことに留意する必要があるだろう。

その一方で、戦後オストラヴァ・ポルバにおいて、団地生活から「排除」された最大の層はロマ（ジプシー）であると考えられる。一九四八年の共産党政権の成立後、とりわけオストラヴァでは一九五三年以降に鉱山・製鉄労働のためのロマの移住が本格化した。一九四七年には一三四人に過ぎなかったロマ人口は、一九六六年には三七八六人へと増加の一途をたどった[45]（表5、6）。一九五三年の統計によれば、市内一一七七人のロマのうち、ヴィートコヴィツェ製鉄所に七六人、建設業に一二五人、鉱

表5　社会主義期オストラヴァの人口推移

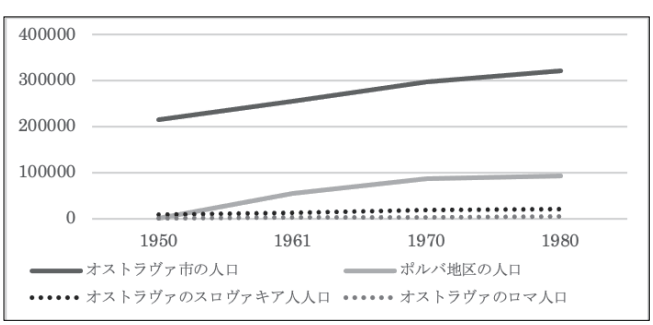

出典：Bartoň (1971), Prokop, et al. (1985), Jiřík, et al. (1997) より作成。

表6　社会主義期オストラヴァの民族構成（人数（%））

年度	1961	1970	1980
チェコ人	216,889 (92.6)	255,026 (91.6)	295,821 (91.9)
スロヴァキア人	12,713 (5.4)	18,000 (6.5)	20,537 (6.4)
ポーランド人	883 (0.4)	816 (0.3)	1,102 (0.3)
マジャール人	681 (0.3)	974 (0.3)	1,085 (0.3)
ドイツ人	667 (0.3)	580 (0.2)	468 (0.1)
ウクライナ人	392 (0.2)	397 (0.1)	445 (0.1)
ロマ	1,999	3,241	4,761
その他	1,997 (0.8)	2,863 (0.9)	2,615 (0.9)

出典：Prokop, et al. (1985), p. 194.

工業に一一一人の就労が見られ、流入者の四分の三が就労年齢層であったとされる。一九六六年の統計によれば、周辺の農村部を含むポルバ地区には三五家族二〇九人のロマが居住しており、過密住居は一二家族と三分の一程度であったが、ロマが最も多い市中心部（一八〇家族九五七人）では過密住宅が四分の三の一三六を数えており、地区によるロマの居住環境の違いは明らかであった[46]。

このような状況に対して、一九五〇年五月九日の県国民委員会は、「スロヴァキアからチェコへの望まれない移住、理由なき労働割り当て」であるとして、政府にロマの状況改善を求めてきた。これに対して、内務省はオストラヴァ当局に一九五二年九月二日付で、「ジプシーを対象とする布告を全国レベルで出すことは差別的な措置であるために不可能である」と返答した。現場での健康管理や学校問題については、県（地区）国民委員会の管轄とされたため、一九五二年一一月に、市当局は「ジプシー問題解決委員会」を設置し、翌一九五三年九月一九日に「新しい人間教育のためのジプシー出自者の世話」を承認した。各地区で一人、ロマの労働代表者一名を選出・任命し、市当局は同委員会を通して、ロマの就業状況、住居、衛生状態などの報告、学校、ロマのコミュニティの状況などを調査した[47]。それによれば、一九五六年にはオストラヴァで、不衛生な住居に住む家族が一六三組、木造小屋が九九家族などであり、適切とされたのは九八戸のみであったという[48]。

共産党政権にとって、ロマの定住化政策は重要な意味を持っていた。一九五三年一〇月の報告によれば、当該地区に居住するロマ二三二家族のうち、居住者として登録されているのは四七家族のみであった[49]。第一一回共産党大会を経た一九五八年一〇月一七日第七四号法によって、このような「ノマド」に対して六か月から三年の禁固刑が定められ、一五歳以上の非定住者は期日内の登録が義務付けられた。市当局がロマ住民に対して団地に住居を分配し、病院での出産を援助したことで、一九六〇年には衛生的に問題ないロマの住居は一五％のみだったが、一九六六年には半数に達したという[50]。政府の定住化政策とは対照的に、オストラヴァ当局は工業地域での労働力不足のため、不定住であってもロマ移住者を多く必要とした。

住民の民族構成については前述したが、ロマ住民の多くを占めたスロヴァキア出身者について改めて触れておきたい。オストラヴァ市内において、スロヴァキア人住民の数は一九七〇年には一万八千人に達していた。スロヴァキア出身者は男性の就業年齢層の比率が高く、また職種的には労働者層の比率が高かった。一九八〇年の統計によれば、ロマ住民比率は市中心部の再開発地区（一区）において七万二八三六人中五四九人であったのに対して、ポルバでは地区人口一〇万七六九一人に対して、ロマ人口は二四七人にとどまった。一方、同地域のスロヴァキア人居住者についてみれば、中心部（一区）では二五七八人、全体の五・七八％であったのに対して、ポルバでは五三二一人（五・六八％）と、比率的にはほぼ同じであった。オストラヴァ中心部では、スロヴァキア出身者の中でもロマ比率が高かったのに対して、ポルバなどの新興団地では、ロマとして登録されないスロヴァキア出身者の比率が高い傾向が見られた[51]。ポルバ住民の回想によれば、ロマは決して騒音や軽犯罪の主因ではなく、負傷による退役後に映画館で働いていたときには、映画館での売り上げを持ち帰る際に襲撃を受けないよう、ロマたちが家までボディガードを買って出ていたという[52]。もっとも、このようなロマ住民がポルバ団地の住民であったという記録は定かではなく、団地住民の世界と職場・市街地のロマ社会とは切り離されていたと考えられる。

6　おわりに

以上、本稿では一九五〇年代初頭に着工されたポルバ団地が、社会主義の「モデル団地」を形成する一方で、入居における包摂と排除を内包する過程を考察した。「新しいソヴィエト的人間」の形成は、同国における社会主義の建設当初の基本方針であった[53]。「共和国の心臓」とも位置付けられたオストラヴァにおいて建設されたポルバ団地は、都市計画、建築様式、入居者層において、社会主義建設の象徴として位置づけられていた。ポルバ団地において注目すべきは、人口一〇万人規模の街の六〇年の歴史のなかで、作家やミュージシャンなどの文化人の出身者が多く見られることである[54]。ポルバ団地に入居しえた労働者は、「成功者」と見なされる傾向があり、団地に対して肯定的な返答が寄せられる傾向が確認できる。

その一方で、ポルバでの団地建設は一九五〇年代から七〇年代までの長期に及んだため、五〇年代後半のスターリン批判や六〇年代の改革共産主義の影響も反映されていた。「社会主義リアリズム」建築からパネル工法への転換が行われた一方、入居者の増加に伴う社会インフラ整備と住環境の改善は継続された。建設当初の「新しいソヴィエト的人間」の理念よりも、増大する入居者の生活環境への対処に重点が置かれるようになった。住宅の建設主体が一九六〇年代に政府から地域の住宅組合に転換され、団地での出生が増加したことで、ポルバ入居者の地域社会への定着は加速した。他方、市中心部におけるロマ住民世界は、ポルバにおいてはある程度不可視化されていた。社会主義の統合理念と「モデル団地」としてのポルバは、都市社会内部における階層分化のうえに成り立っていた。

最後に、冷戦初期の住宅団地が二一世紀の現在において持つ政治的意味について触れておきたい。「はじめに」で述べたように、一九五〇年代前半「社会主義リアリズム」建築は体制転換後に再評価が進み、ポルバ団地一〜三区については二〇〇三年に保全地区に指定されている。共産主義体制の政治的記憶と結びつけられ、当時から建築的にも賛否のあった「社会主義リアリズム」が、体制転換後の都市再開発の流れの中で保全対象として評価されるようになった背景について、現代史の観点から更なる考察を進める必要がある。

注

（1）本稿は、社会経済史学会第八八回全国大会（二〇一九年五月一八日）パネルディスカッション「冷戦期の住宅建設・都市開発――西ドイツとチェコスロヴァキア」に基づく。

（2）森下嘉之「「ヒトラーの新秩序」とその後がもたらした地域社会の変容――チェコ工業都市オストラヴァを事例に（一九三八〜一九四八年）」『歴史と経済』六〇巻三号、二〇一八年、一二-二一頁。

（3）スターリン期のソ連・東欧諸国における都市計画については多くの比較研究があるが、さしあたって以下を参照。Thomas M. Bohn, (Hrsg.), *Von der „europäischen Stadt“ zur „sozialistischen Stadt“ und zurück? urbane Transformationen im östlichen Europa des 20. Jahrhunderts*, München, 2009.

（4）Miloš Bartoň, „Ostrava-Poruba, největší městské sídliště v ČSSR“, *Ostrava: Sborník příspěvků k dějinám a výstavbě města*, 2, 1964, pp. 9-28; *Ostrava socialistická: sborník studií k výstavbě města v letech 1945-1970*, Ostrava, 1971.

（5）Martin Strakoš, *Nová Ostrava a její satelity: kapitoly z dějin architektury 30.-*

50. let 20. Století, Ostrava, 2010.

（6） Kimberly Elman Zarecor, *Manufacturing a socialist modernity: housing in Czechoslovakia, 1945-1960*, University of Pittsburgh Press, 2011; “Czechoslovakia’s Model Housing Developments: Modern Architecture for the Socialist Future”, in: Vladimir Kulic, Monica Penick, Timothy Parker (ed.), *Sanctioning Modernism: Architecture and the Making of Postwar Identities*, University of Texas Press, 2014, pp. 66-89.

（7） Jiří Lexa, *Odkazy porubských kronik*, Ostrava, 2007. Věra,Šmajstrlová, Jiří Lexa, *Paměť Poruby*, Ostrava, 2019. 四方田雅史「「両義的遺産」としての共産主義遺産――チェコ・ポーランドにおけるスターリン様式建築を中心に」『静岡文化芸術大学研究紀要』一五巻、二〇一四年、五一-五六頁。田中由乃「チェコにおける社会主義時代のパネル住宅地の地域価値の形成――オストラヴァ工業地域を事例として」『住総研研究論文集』四二巻、二〇一六年、二〇三-二一四頁。

（8） Blažena Przybylová, *Ostrava*, Praha, 2013, p. 504; Jaroslav Korábek, „Vývoj organizace OKR v letech 1945-1965“, *Ostrava. Sborník příspěvků k dějinám a výstavbě města*, 4, 1967, p. 215; Jan Kuklík, *Znárodněné Československo. od znárodnění k privatizaci - státní zásahy do vlastnických a dalších majetkových práv v Československu a jinde v Evropě*, Praha, 2010, pp. 148, 245, 254-255.

（9） Lubomír Bajger „K odsunu němců z Ostravska“, *Slezský sborník*, 66 (2), 1968, pp. 153-155; *Ostravsko po druhé světové válce 1945-1948*, Ostrava, 1971, pp. 64-65, 126.

（10） Zemský Archiv Opava, Číslo pomůcky:1136, Inv.č. 848.

（11） Jakub Rákosník, *Sovětizace sociálního státu. lidově demokratický režim a sociální práva občanů v Československu 1945-1960*, Praha, 2010, p. 454.

（12） Nina Pavelčíková, Petr Popelka, „Životní prostředí na Ostravsku v letech 1948-1970 a tzv. socialistická industrializace“, *Slezský sborník*, 115 (2), 2017, pp. 113-137; Doubravka Olšáková, Jiří Janáč, *Kult jednoty: stalinský plán přetvoření přírody v Československu 1948-1964*, Praha, 2018, pp. 149-150.

（13） *Ostravský Kraj* 5, 1953.2.10.

（14） *Architektura ČSR* 32 (10), 1973, pp. 483-490; Zarecor (2011), pp. 73-75; Olšáková, (2018), p. 146.

（15） 近年のチェコ建築史は、戦前のバチャ住宅建築に由来する規格化・標準化を、社会主義期に大量に建設されたパネル工法の高層住宅の源流として評価している。ザレコアは、「（社会主義時代の団地を特徴づける）パネル工法団地は、アメリカ産業と結びついた資本主義企業のためにデザインされた」という興味深い指摘を行っている。Kimberly Elman Zarecor, “Socialist Neighborhoods after Socialism. The Past, Present, and Future of Postwar Housing in the Czech Republic”, *East European Politics and Societies*, 26, 2012, pp. 486-509.

（16） Archiv města Ostravy (AMO) Stavoprojekt 2 (3), 1953. 特に、オストラヴァに隣接する炭鉱地区ハヴィージョフは、戦後に新しく誕生した工業都市として、ポルバと同様の「社会主義リアリズム」建築によって都市計画が進められ、一九五五年に一万六千人、一九七〇年に八万人に急増した。Olšáková (2018), p. 156.

（17） 戦前以来の機能主義建築を重視していた建築家の間からは、ソ連型建築の導入に対して、「ソレラ（ラコニーの社会主義リアリズム＝Sorela）」と軽蔑的に呼ぶ動きも現れた。Zarecor (2011), p. 11. 近年の研究はポルバ団地について、緑地のスペースも十分確保された「社会主義リアリズムの郊外の好例」として、西側都市との比較を行ってい

る。Steven Logan, *In the Suburbs of History. Modernist Visions of the Urban Periphery*, University of Toronto Press, 2021, pp. 70-74.

（18）正式には「新オストラヴァ」とされたが、本稿では「ポルバ」で統一する。

（19）同地が住宅団地の開発地として選定された理由は、風向きや周囲を緑地に囲まれた立地上の利点が指摘されている。AMO Kronika Nová Ostrava (1950-1951); Miloš Bartoň, „Socialistická výstavba a přestavba Ostravy“, *Ostrava. Sborník příspěvku k dejinám a výstavbe mesta*, 13, 1985, p. 132; Lexa (2007), pp. 124, 136-140; Zaracor (2011), pp. 150-176.

（20）*Architektura ČSR* 10, no. 1, 1951, pp. 259-265; Strakoš (2010), pp. 162, 167.

（21）一九五〇年代に実用化された住宅規格は、T一一タイプを皮切りに一九種類に及んだ。Jiří Hrůza, *Stavba měst v Československu*, Praha, 1958, p. 160.

（22）Jakub Rákosník, et al., *Sociální stát v Československu: právně-institucionální vývoj v letech 1918-1992*, Praha, 2012, p. 158; Václav Průcha, et al., *Hospodářské a sociální dějiny Československa 1918-1992*, Brno, 2009, p. 616.

（23）G四〇タイプの、一九五七年改良版として位置づけられる。

（24）Strakoš (2010), p. 181.

（25）Bartoň (1964), pp. 19-20.

（26）AMO. Čísla o Porubě

（27）Lexa (2007), p. 191, 194.

（28）Rákosník (2010), p. 296.

（29）訪問国の中には「中国」「朝鮮」の名があるが、「中華人民共和国」「朝鮮民主主義人民共和国」と考えられる。Lexa (2007), pp. 159-177.

（30）*Stručný statistický sborník 1945-1960*, p. 202.

（31）Rákosník (2010), p. 461; Rákosník, et al. (2012), pp. 296-297.

（32）国は家族住宅の建設に対しても二〇～五〇％の支援を行っていた。AMO JNV Ostrava、Průcha et al. (2009), pp. 610-611.

（33）AMO. Čísla o Porubě.

（34）AMO Kronika Nová Ostrava (1950-1951). Bartoň (1971), pp. 114-117.

（35）Bartoň (1971), pp. 121-122.

（36）Bartoň (1971), p. 118.

（37）AMO Kronika Nová Ostrava (1950-1951). 市内では、ハンガリー、ギリシャなど外国出身者は四四〇〇人、一・三％を占めていた。Jiřík, et al. (1997), p. 52.

（38）Bartoň (1971), pp. 92-94.

（39）Bartoň (1971), pp. 121-122.

（40）*Nová svoboda* 9 (221), 1953.9.13.

（41）Šmajstrlová, et al. (2019), pp. 129-131, 145-146.

（42）Šmajstrlová, et al. (2019), p. 118.

（43）Jana Jeřábková, Nina Pavelčíková, „Postřehy z každodenního života obyvatel Ostravy v letech 1945-1960“, *Sborník prací Filozofické fakulty Ostravské univerzity. Doc. PhDr. Ludmile Nesládkové, CSc. k narozeninám*, Ostravská univerzita, 14, 2007, pp. 113-116.

（44）Lexa (2007), p. 193.

（45）Nina Pavelčíková, „Romové v Ostravě během poválečného desetiletí (1945-1955)“, *Sborník prací Filozofické fakulty Ostravské univerzity. Historie* 162, no. 4, 1996, p. 95. Vladimír Vavrda, „Cikánské obyvatelstvo v Ostravě“, *Ostrava. Sborník příspěvků k dějinám a výstavbě města*, 5, 1969, pp. 238-244.

チェコにおけるロマ政策については、佐藤雪野「マイノリティとしてのチェコのロマ——非ロマとの関係をめぐって」高橋秀寿、西成彦編『東欧の二〇世紀』人文書院、二〇〇六年、一二六－一五六頁及びCelia Donert, *The rights of the Roma: the struggle for citizenship in postwar Czechoslovakia*, Cambridge University Press, 2017を参照。

(46) Vavrda (1969), pp. 238-244.

(47) Karel Sommer, „První pokusy o řešení cikánské (romské) otázky v bývalém Ostravském kraji (1950 - 1954)“, *Ostrava. Příspěvky k dějinám Ostravy a výstavbě Ostravy a Ostravska*, 18, 1997, pp. 244-255.

(48) Nina Pavelčíková, *Romské obyvatelstvo na Ostravsku (1945-1975)*, Ostrava, 1999, p. 42.

(49) Pavelčíková, (1996), pp. 103-104.

(50) Vavrda (1969), pp. 238-244.

(51) Radim Prokop, Jiří Kovář, „Slovenské obyvatelstvo v ostravské průmyslové oblasti“, *Ostrava. Příspěvky k dějinám Ostravy a výstavbě Ostravy a Ostravska*, 16, 1991, pp. 60-63, 78; Karel Jiřík, Radim, Prokop, Radim, „Zvláštnosti vývoje a skladby obyvatel Ostravy na pozadí hospodářských a sociálních proměn po roce 1945“, *Ostrava. Příspěvky k dějinám a současných ostravy a ostravska*, 18, pp. 63-64.

(52) Šmajstrlová, et al. (2019), pp. 129-131.

(53) Denisa Nečasová, *Nový socialistický člověk: Československo 1948-1956*, Brno, 2018, pp. 174-182.

(54) ポルバ出身者の中でも最も有名人と言える歌手のヤロミール・ノハヴィツァ（一九五三年生まれ）は、団地内での自らのピオニール体験をうたった曲「ポルバ」を二〇一七年に発表している。二〇一四年には、ノハヴィツァを含むポルバ出身著名人の回想が刊行されている。Radim Horák, *Adresa: Ostrava-Poruba, aneb, Patnáct portrétů porubských osobností*, Ostrava, 2014.

（もりした　よしゆき・茨城大学准教授）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

一九五〇年代西ドイツにおける東独出身者のための住宅建設
――シュツットガルト市の事例[1]――

永山のどか

1　はじめに

第二次世界大戦終戦後、ドイツは西側占領地区とソ連占領地区、そして一九四九年には西ドイツと東ドイツに分断されたが、ベルリンの壁が建設される一九六一年まで、ソ連占領地区・東ドイツから市民が西ドイツに押し寄せ移住した。彼ら東独難民についての研究には十分な蓄積があるが、東ドイツを脱出する際の動機や西ドイツ社会への統合の過程に注目が集まっており、住宅建設、都市開発と関連づけて論じられているものは少ない。流入数が多かった一九五〇年代は、深刻な住宅不足を背景に西ドイツ政府、州政府、地方自治体の各級政府が幅広い社会層のための住宅建設に積極的にかかわった時期であるが、東独難民向けの住宅供給は住宅史の先行研究においても中心的なテーマではない。先行研究におけるこのような傾向は、西ドイツ人口に占める東独難民の割合が一〇％にも達していないことと関係するように思われる。

しかし一九五〇年代、東独難民向け住宅供給への公的機関の関与の度合いは一般の住民のための住宅供給に比べて強く、冷戦を背景にして、その資金はドイツ国内からだけでなくアメリカからも提供された。これは、東独難民全体に占める、年金等公的資金で生計を立てている人の割合が、一般の住民や他の特定の社会層――例えば、ドイツ領だった東部ヨーロッパ地域から戦時中ないし戦後にドイツに流入した被追放民――の場合に比べて低かったことと対照的である[2]。また、彼らへの住宅供給は市議会などでも重点的に話し合われ、その議論は東独難民向け住宅供給にとどまらない住宅論議へと結び付いていった。本稿では、東独難民の住宅のための公的関与が、冷戦という政治的事情からどのような影響を受け、市の住宅地形成や住宅論議にいかなる影響を与えたのか、という点を明らかにしたい。

冷戦の影響という点については、アメリカからの資金援助が住宅供給に与えた影響を考える必要がある。一九五〇年代前半、アメリカは欧州復興計画（ＥＲＰ、マーシャルプラン）の「見返り資金」を西ドイツのモデル住宅団地などの建設のために提供したが、一九五〇年代半ばにも東独難民向け住宅に資金を提供している。それは、地方自治体レベルでの住宅供給にいかなる影響を与えたのか。

また、市の住宅地形成、住宅論議との関係については、東独難民が地元住民にとって「異質な」人たちであった、という点が重要になる。戦後西ドイツの住宅政策が「ソーシャル・ミックス」、つまり、居住地区における、社会的にバランスの取れた住民構成の実現を目指したことは、ハーランダーや大場茂明が指摘しているが[3]、このような理念と東独難民向け住宅供給の論議はどのようにかかわるのだろうか。

2　東独難民のための簡易住宅供給

西ドイツ人口に占める東独難民の割合は一九六一年六月の時点で、五・五％、一〇万人以上の大都市の場合は人口の七・九％であり、被追放民のそれ（全国で一五・九％、大都市で一三・一％）よりも低かった[4]。しかし、一九五〇年代、とくに、東ドイツで蜂起が発生した一九五三年やその後の一九五五～五七年の流入数をみると（表1）、東独難民は被追

放民より多かった。また、表において「被追放民」に含まれる人々の中にも、東ドイツから西ドイツに移住する者が目立った。

東独難民の流入が目立った一九五〇年代半ば、西ドイツでは一般の住民の住宅不足も深刻であった。連邦政府は「社会的住宅建設」の枠組みで、一般の住民のための新規住宅建設に助成金を交付したが、東独難民向け住宅供給への各級政府の関与の度合いは、一般住民向け住宅建設の場合よりも高かった。東独難民の流入が冷戦という政治的事由によるものだったため、連邦政府や州政府だけでなくアメリカからも資金が提供されたのである。このような資金を用いて、地方自治体は連邦政府、さらには州政府によって割り振られた東独難民に宿泊施設や住宅を提供しなければならなかった。まず、一時的に宿泊する収容施設の提供、その後、常設住宅の斡旋、という流れである。本稿で扱う一九五〇年代半ばは、新たに流入した東独難民に収容施設を提供し、同時に、すでに収容施設に入っている東独難民に常設の住宅を提供した時期であった。

表１　1961 年６月６日時点における西ドイツ在住の東独難民の流入年

西ドイツに移住した年	東独難民（東ドイツ経由の避難民を除く）		被追放民			
	全体		全体		うち、ソ連占領地区、東ドイツを経由した人	
	1000 人	%	1000 人	%	1000 人	%
1944 - 45	290.3	9.4	1,830.1	20.4	523.4	28.6
1946	169.9	5.5	2,474.2	27.6	479.3	19.4
1947	133.0	4.3	523.6	5.8	198.4	37.9
1948	138.9	4.5	400.2	4.5	166.3	41.6
1949	144.1	4.6	253.5	2.8	129.0	50.9
1950	151.0	4.9	184.9	2.1	106.1	57.4
1951	113.9	3.7	96.0	1.1	62.9	65.5
1952	112.1	3.6	76.4	0.9	54.8	71.7
1953	203.4	6.6	111.8	1.2	84.6	75.7
1954	128.7	4.2	81.3	0.9	57.1	70.2
1955	182.6	5.9	88.0	1.0	63.7	72.4
1956	192.8	6.2	104.0	1.2	69.5	66.8
1957	180.5	5.8	159.6	1.8	78.3	49.1
1958	121.7	3.9	155.2	1.7	61.4	39.6
1959	88.0	2.8	54.0	0.6	30.7	56.9
1960	146.0	4.7	48.7	0.5	32.2	66.1
1961	68.8	2.2	9.8	0.1	5.5	56.1
記載なし /1943 年以前に移住	44.3	1.4	392.1	4.4	31.9	8.1
西独への移住後に生まれた子供	489.0	15.8	1,913.2	21.4	530.9	27.7
全体	3099.1	100.0	8,956.2	100.0	2,765.7	30.9

出典：Statistisches Bundesamt Wiesbaden (Hrsg.), *Bevölkerung und Kultur. Volks- und Berufszählung vom 6. Juni 1961*, Heft 6, Vertriebene und Deutsche aus der SBZ. Vertreibung und Struktur, S. 28 により作成。

一九五〇年代半ばの東独難民の居住状況を数字で確認しておこう。表２からは、一九五六年、人口数上位一一都市全体において三割以上の東独難民世帯が不安定な居住環境であったことが分かるが、ここには、上述の収容施設も含まれている。大都市のうち、西ベルリンを除いた一〇都市の中で不安定居住率[5]が最も高かったのはシュツットガルトである。以下ではシュツットガルトにおける不安定居住解消の取り組みの過程に焦点を当

表２　1956 年９月における東独難民・被追放民世帯の不安定居住率

都市名	東独難民			被追放民			市内全世帯	
	全世帯数	不安定居住世帯 1)	不安定居住率（%）2)	全世帯数	不安定居住世帯	不安定居住率（%）	全世帯数	不安定居住率（%）
ベルリン（西）	14,047	5,446	39	81,846	32,291	39	1,007,619	25
ハンブルク	8,123	2,902	36	78,467	28,544	36	700,331	30
ミュンヘン	2,873	973	34	48,226	18,679	39	390,746	31
ケルン	2,383	718	30	24,441	6,764	28	264,544	25
エッセン	1,447	353	24	24,892	6,526	26	245,819	26
デュッセルドルフ	2,828	720	25	33,871	9,342	28	245,882	26
フランクフルト	4,143	1,256	30	35,353	11,117	31	250,518	28
ドルトムント	1,602	407	25	26,209	5,625	21	208,982	20
シュツットガルト	2,498	955	38	26,860	9,556	36	227,972	28
ハノーファー	4,146	1,275	31	48,758	16,838	35	211,358	30
ブレーメン	1,727	431	25	20,521	6,609	32	186,690	24
西ベルリンを除く 10 都市の合計	31,770	9,990	31	367,598	119,600	33	2,932,842	36

1）間借り人としての居住、緊急用住宅（Notwohnung）、収容施設ほか類似施設に居住している世帯。緊急用住宅の特徴として、Statistisches Bundesamt (Hrsg.), *Die Bewohner in Wohnungen und in Unterkünften ausserhalb von Wohnungen in der Bundesrepublik Deutschland nach Zählung vom 13. 9. 1950* (Statistik der Bundesrepubrik Deutschland, Bd. 41, S. 5 には、a）台所不備、b）緊急用家屋内の住居、c）地下室の住宅、d）通常使用している空間とのアクセスがない屋根裏住宅、e）6 ㎡以下のミニキッチンが挙げられている。

2）不安定居住世帯 ÷ 全世帯数

出典：Deutsche Städtetag (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch deutscher Gemeinden*, Jg.45(1957), S. 302, S. 307, S. 316 により作成。

てたい。

東独難民に供給する住宅の形態は各地方自治体の判断に委ねられており、シュツットガルトでは、東独難民が一挙に押し寄せてきた一九五三年に、議論が活発化した[6]。東独難民への住宅供給は急を要していたため、議論では、建設期間が短い「簡易住宅（Schlicht- und Einfachwohnung, Einfachwohnung, Schlichtwohnung）」が東独難民向け住宅の候補として挙がった。「簡易住宅」にははっきりとした定義が存在しないが、それは、常設住宅の中で最も簡素な住宅、という意味合いで、住宅に関わる連邦議会の議事録にも登場する。シュツットガルトでは、浴槽付浴室が設置されていないことが、簡易住宅をそれ以外の一般的な住宅(Normalwohnung: 以下、一般住宅)と区別する重要な点であった。「シュツットガルト住宅団地会社（Stuttgarter Siedlungsgesellschaft: 一九六九年以降、Stuttgarter Wohnungs- und Siedlungsgesellschaft と改名、以下、SSGと表記）」の当時の文書によると、簡易住宅には各戸にシャワー室が無いタイプと、シャワー室があるタイプとがあった。

シュツットガルトでの簡易住宅の供給主体をみてみよう[7]。一九五二年、五三年には、同市の簡易住宅・一般住宅を合わせた新築住宅数は非営利住宅組織、民間施主、「役所・公法団体」の順に多かったが[8]、簡易住宅に限定した場合、その供給主体は非営利組織であるSSGと、「役所・公法団体」であるシュツットガルト市だった。一般住宅の場合と同様、市が簡易住宅を供給するのは特別な事情がある時であり、東独難民増加はそれにあてはまった。一方、SSGは市の資本参加を受け、市に代わり住宅困窮者や社会的弱者に住宅を供給しており、一九五〇年代半ばから後半にかけて一般住宅を上回る数の簡易住宅を供給した（表３）。

東独難民向け住宅としての簡易住宅の建設の是非が最初に議論さ

表３　シュツットガルト住宅団地会社（SSG）とその対象者の住宅建設

年	一般住宅	簡易住宅		合計	SSG 住宅対象者（SSG 新規住宅全体に占める割合）上位 3 位（単位％）	参考：市内の住宅建設数	
		各戸にシャワー室なし	各戸にシャワー室あり			全体	うち、公的助成金を受けた住宅
1953 年	586		0	586	—	5,443	1,993
1954 年	290		447	737	—	4,763	2,355
1955 年	496	406		902	トーチカ居住者 26.8、東独難民 25.9、住宅困窮者 21.5	5,069	2,875
1956 年	370	292	72	734	住宅困窮者 30.5、立ち退き対象者 19.3、東独難民 17.8	4,961	2,080
1957 年	0		256	256	東独難民 62.9、市従業員・教員 21.1、立ち退き対象者 15.6	4,760	1,789
1958 年	65		186	251	住宅困窮者 51.4、立ち退き対象者 19.9、市従業員・教員 17.1	3,261	2,106
1959/60 年	176		500	676	住宅困窮者 42、東独難民 27.7、若者 10.5	7,910	3,306
1961 年（部分計画）	37		85	122	—	4,767	1,482
1962 年	110		315	425	住宅困窮者 24.9、高齢者 19.5、バラック居住者 19.7	4,775	572
1963 年	57		0	57	—	3,366	321

出典：StA Stuttgart 8012-62 Band 1 u. 2; Amtblatt der Stadt Stuttgart vom 15. Oktober 1964 により作成。

れたのは、一九五三年三月二五日の市議会技術委員会においてである。この委員会には、担当の助役（Beigeordneter）、担当の市議会議員らが参加しており、議長の助役ホス（Hoss）は、州からの助成金の額を考えると「ソ連占領地区〔東独：筆者〕からの難民のための住宅は特別のタイプ、つまり、一般住宅（一万六〇〇〇マルク）のコストを下回るような住宅にするべきである。二四〇〇人の東独難民のために建てられる予定の六〇〇戸のうち、三分の一をいわゆる簡易住宅（九〇〇〇～一万マルク）として建てるべきである」と述べ、簡易住宅建設の必要性を指摘した。これに対し、市議会議員シャー（Czaja：キリスト教民主同盟（ＣＤＵ））は、他の公的資金も用いれば一般住宅の建設は可能であり、やがて浮浪者向けとなるような住宅を公的資金を使ってつくるべきでない、と主張し、また、市議会議員グシャイドレ（Gscheidle：ドイツ共産党（ＫＰＤ））はこれまでの簡易住宅での「ひどい経験」を理由に簡易住宅を建設すべきでないと主張した。このように政治的には立場の違う二人の市議会議員が簡易住宅建設に反対したが、助役側は簡易住宅建設路線を変えなかった。助役クラウフマン（Kraufmann）は「東独難民の中には一般住宅の家賃を支払えない人もいるので、簡易住宅は必要である」、副市長（Bürgermeister）ヒルン（Hirn）も「簡易住宅を悪いものと決めつけるのは良くない。ただ設備が簡素なだけである」と指摘するのである。さらに、会議での議論は、住宅不足に悩む地元住民が東独難民への優先的住宅供給に対して好ましく思っていない、という点にも及んだ。副市長ヒルンは「西側はパラダイスだ、というような誘惑的な印象を〔東独の：筆者〕難民に与えるべきではない。西では一般の人でさえも住宅不足に悩まされているというのに」と述べ、東独難民に質の悪い簡易住宅を提供し、それにより地元住民の不満の増幅を防ぐことを示唆したが、これは会議参加者の間でも否定されなかった。

東独難民向けの簡易住宅建設が一九五三年三月三一日の市議会で承認されると、四月には簡易住宅の形態について市議会の経済・技術両委員会で話し合われた[9]。そこでは、直線の廊下を各戸が共用する三階建ての建物が提案された。この時期になると、簡易住宅そのものを批判する声は市議会議員の間でも小さくなり、東独難民の絶え間ない流入への対処の必要性、設備が簡素なことによる工期の短さと家賃の安さ、バラッ

地図１　1950 ～ 1970 年にシュツットガルトで建設された簡易住宅と団地
（東独難民が入居した主要団地）

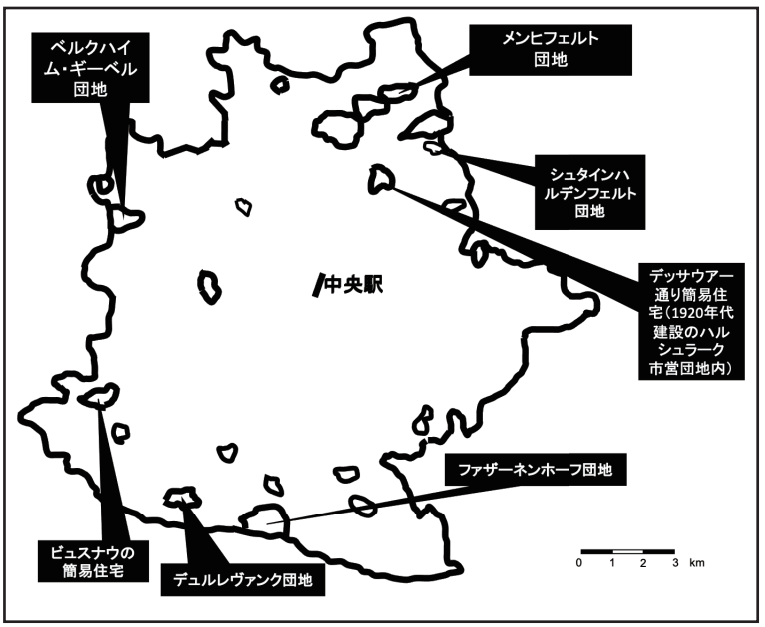

出典：Stadt Stuttgart u. Stadtplanungsamt (Hrsg.), *Stuttgarter Neubaugebiete der Jahre 1950 bis 1970*, Stuttgart 2000 掲載の地図に基づき筆者作成。
囲ってある箇所は 1950 年代 ~70 年代に建設された団地を示している。

クの建設を避けるための、代替となる住宅の提供の必要性、という点から簡易住宅が評価されるようになった。三月の上述の技術委員会では簡易住宅に否定的な立場をとったシャーも、「簡易住宅は東独難民向け住宅としてのみ認められるべきであり、長年の住宅困窮者に提供すべき住宅ではない」と発言し、東独難民への簡易住宅建設を肯定するようになった。

簡易住宅の建設形態は各種委員会を経て、一九五三年四月一六日の市議会においても承認され、二一五戸が市営住宅としてデッサウアー（Dessauer）通りに建設された[10]（地図1）。この簡易住宅は各戸にトイレがついていたがシャワー室の無いタイプであり、面積もわずか三五平方メートルだった。一戸当たりの実際の居住人数についての資料はないが、計画の段階では四人世帯の入居を想定していた。

では、この住宅建設は市の住宅供給にどのようなインパクトを与えたのだろうか。第一に、東独難民向け簡易住宅が建設されたことをきっかけに、簡易住宅の建設が活発化した点である。上述の通り、市議会議員の間では簡易住宅の「ひどさ」を危惧する声がでたが、非営利住宅組織ＳＳＧは簡易住宅を、シャワー室の設置という改善をしながら、常設住宅の最低限の形態として供給し続けた（表3）。この場合、東独難民だけでなく他の社会的弱者も入居対象者となった（表3）。たとえば、一九五七年のＳＳＧ新規住宅はすべて簡易住宅であったが、東独難民向けはその六割にとどまった。また、ＳＳＧは一九五九年にはメンヒフェルト（Mönchfeld）団地の敷地内に九六戸の簡易住宅を建設したが、東独難民向けは二五％であり、残りは低所得者向けであった[11]。

注目すべきは、簡易住宅建設が一九五〇年代半ばの連邦政府の住宅政策の潮流に、一方で逆行し、他方で沿っていた点である。西ドイツでは、公的助成住宅に関する初の連邦法である第一次住宅建設法が一九五〇年に施行されたが、面積以外、助成される住宅の最低居住水準についての規定はなかった[12]。一九五〇年代半ば、連邦レベルで社会的住宅建設における質の向上が追求されるようになると、助成対象となる住宅の最低居住水準について二年間議論がなされ、一九五六年に第二次住宅建設法が施行された。施行の一年前の一九五五年四月、連邦住宅建設大臣は各地方自治体に文書を出し、簡易住宅を社会的住宅建設の枠組みで建ててい

るかどうかの調査を依頼している。[13] 文面では、簡易住宅が大都市の住宅全般の質を下げているため、策定中の第二次住宅建設法では簡易住宅を社会的住宅建設の枠組みで助成しない方針である点、トーチカなどに住んでいる秩序ある家族を、やがてスラムになってしまうような簡易住宅に入居させることは適切でない点が調査の理由として挙げられている。この文書に対し、同年六月、シュツットガルト市当局は、ＳＳＧの簡易住宅の質の高さを挙げ、同市内では簡易住宅が市の住宅水準を下げていない、と返答した。このやり取りでは、東独難民について触れられていないが、連邦議会での東独難民関連の議論では東独難民向け住宅として簡易住宅を建設することを否定的にとらえる意見が出された。一九五六年二月九日の連邦議会では国会議員クンチャー（Kuntscher）がＣＤＵ／キリスト教社会同盟（ＣＳＵ）を代表して「東独難民向け資金を大量生産方式の簡易住宅建設に投じることは、間違った投資である」と述べ、連邦住宅建設大臣は、ＣＤＵ／ＣＳＵが提出した質問状の「東独難民向けに大量に簡易住宅を建設しているか」という問いに対して、「建設していないと各州は答えている」と回答している。[14]「各州」にはシュツットガルトが属するバーデン・ヴュルッテンベルク州も含まれるが、シュツットガルトのデッサウアー通りの東独難民向け簡易住宅は、各戸にシャワー室が設置されておらず、低質の素材で建設されたため、連邦レベルの議論で否定されている「やがてスラムになってしまうような住環境」「間違った投資」に当てはまるだろう。この点で、デッサウアー通りの市営の簡易住宅とＳＳＧのシャワー無し簡易住宅（表3参照）は、住宅全般の質を向上させようとする連邦レベルの住宅論議に逆行していた。

その一方で、一九五〇年代後半にＳＳＧが建設した簡易住宅には、シャワー室が設置されており、これは、第二次住宅建設法での居住水準を満たしていた。同法では、間取りやインフラ設備などの細かい基準と並んで、「浴室もしくはシャワー室、及び、洗面台が住宅内にあること」という規定が設けられるのである。[15] ただ、ＳＳＧが一九六二年以降は簡易住宅自体を建設していない点に着目すると（表3）、簡易住宅はあくまでも過渡的な住宅形態であったといえる。

第二に、簡易住宅建設が市の住宅政策における「ソーシャル・ミックス」についての議論に結び付いた点である。一九五〇年代、一九六〇年代における市議会・市当局、ＳＳＧでの住宅論議の文書に目を通すと、ソーシャル・ミックスについての言及は一九五〇年代半ばから後半に集中しており、それは、東独難民、肺病患者、市従業員、バラック居住者のための住宅や簡易住宅を市内に分散させるべきか否か、という文脈でなされた。東独難民、肺病患者、バラック居住者の住宅供給の場合、地元住民にとって「異質」な人々を一般の住民と同じ住宅地にどう居住させるか、ということが議論されたのだが、その中でも最も早い段階でこの点に言及したのは、管見の限り、ハルマイヤー（Hallmayer：ドイツ民主人民党（ＤＶＰ））であり、彼は、一九五三年五月二三日の市議会行政委員会で「東独難民向け住宅は市域全体に分散させること（Streuung）が正しい」と指摘した。[16] もっとも、同日に開催された、東独難民向け簡易住宅についての上述の市議会技術委員会会議ではこの点について触れられておらず、実際に供給された東独難民向けの簡易住宅も、一つの通りに集中して建設されており、その意味でソーシャル・ミックスの実現からほど遠かった。しかし、東独難民向け簡易住宅をきっかけに簡易住宅の建設が活発化すると、簡易住宅をめぐる議論は、一般の人々が敬遠する簡易住宅をどのようにして供給するのか、また、簡易住宅の否定的なイメージを解消するためにどのようにして一般の人々を

簡易住宅に住まわせるのか、という点に移っていった[17]。これらの点は、一九五四年、バラック居住者のために一八〇戸の簡易住宅を市内ビュスナウ（Büsnau）地区にて建設する計画が出た際に、市議会各種委員会、ＳＳＧ監査役会会議において話し合われた。まず、市議会技術委員会に属する市議会議員が簡易住宅入居予定者を「迷惑行為をする人々」とみなしたことに対して、市議会経済委員会で疑義が出された。同会議議長の助役クラウフマンは「簡易住宅の住民を、迷惑行為をする人と同一視してはいけない。後者は一般住宅にも居住している」、「迷惑行為を行う人々と社会的弱者（sozialschwach）、つまり、高い家賃を支払えない住宅困窮者を一緒にしてはいけない。ビュスナウの簡易住宅は後者を対象としている」と述べ、同席の市議会議員も党派を問わず助役のこの見解に賛同した。さらに、同会議では「迷惑行為をする人々」を「一般の人々と同じ住環境に住まわせ、彼らだけの閉じられた団地の形成を防ぐこと」が重視された。この場合、「迷惑行為をする人々」の住居の分散へと論点が移っているが、「分散」は簡易住宅供給の文脈でも言及されており、助役ホスは、簡易住宅を一般の住宅地の中に分散させて建設することを推奨した。簡易住宅を一般住宅と同じ住宅地に建設すること、つまり、簡易住宅居住者と一般住宅居住者のソーシャル・ミックスの必要性が主張されたのである。

簡易住宅を一般の住宅地の中に分散させる、という意味でのソーシャル・ミックスの理想は、一九五六年のメンヒフェルト団地計画と一九五九年のファザーネンホーフ（Fasanenhof）団地計画についてのＳＳＧの監査役会でも、「健全で社会的な構成（gesundes soziales Gefüge）」「人々の良い混合（gute Mischung der Bevölkerung）」という表現とともに言及され、一九五〇年代後半に実現した。ＳＳＧはメンヒフェルト団地で一九五六年に一般住宅八四戸、簡易住宅一一九戸（うち、シャワー室無し四八戸、シャワー室付七二戸）、一九五八年にはシャワー室付簡易住宅を九六戸を建設した。また、デュルレヴァンク（Dürrlewang）団地では、一九五六年計画の枠組みで一般住宅七二戸、シャワー室無し簡易住宅一六二戸、一九五七年計画の枠組みでシャワー室付簡易住宅一二〇戸を、ファザーネンホーフ団地では、一九五九～六〇年に一般住宅一四〇戸、シャワー室付簡易住宅三八〇戸を建設した[18]。

3　非営利住宅組織による東独難民向け住宅供給とＦＯＡプログラム

第二節で指摘したように東独難民への優先的住宅供給に対して地元住民の反発は強かったが、一九五〇年代半ばから後半にかけて、東独難民向け住宅として簡易住宅だけでなく一般住宅も建設された。シュツットガルト市にはＳＳＧを含む複数の非営利住宅組織が一般住民向けの社会住宅――社会的住宅建設の枠組みで建設された住宅――を建設していたが、これらの組織が東独難民向け住宅を一般住民向け住宅団地の敷地内、もしくは、市内のベルクハイム（Bergheim）・ギーベル（Giebel）地区に建設した（地図1）。

簡易住宅と一般住宅を合わせると、一九五三年から一九五八年において市住宅計画の枠組みで建設された東独難民向け住宅は二六九二戸だった[19]。この建設実績は、同時期に公的助成金を受けて建設された住宅一万三一九八戸（表3参照）の二〇％を占め、これは大都市人口に占める東独難民の割合（第2節参照）を上回っていた。市の集計によると、一九五九年四月一日までに同市に割り当てられた東独難民は

一万五三九六人であり、そのうち一万九三二人に対して、同年三月三一日までに常設住宅が提供された。なお、東独難民向けに建てられた新築住宅は、彼らへの代替の旧築住宅の提供が可能な場合には、東独難民以外に提供される場合もあった。

一九五〇年代半ばから後半にかけて市当局は非営利住宅組織が建設した東独難民向け住宅の居住者のリストを作成している。先述の通り、一九五三～五八年までの東独難民向け住宅は二六九二戸建設されているのに対し、リストに載っているのは八七七戸にすぎない。しかし東独難民向け住宅のデータとしてはまとまりがあるため、この市作成リスト（以下、「リスト」）を用いて、非営利住宅組織による東独難民向け住宅供給の特徴を明らかにしたい。

「リスト」において着目すべきは、住宅が「東独難民住宅」「ＦＯＡプログラム住宅」の二つに分けられている点である。両者とも、一般住民を対象としていない特別な公的助成金を用いて供給されている点は共通しているが、後者はアメリカの資金援助による東独難民向け特別プログラムによる住宅、という点でさらに特殊だった。

一九五四年、アメリカ政府は西ドイツ政府に東独難民向け住宅建設のために資金を提供した。これがＦＯＡプログラムである[20]。アメリカからの資金は寄付だったが、住宅建設の際には貸付金として施主に提供された。同プログラムで建設される住宅の少なくとも七五％は東独難民向けに提供されることになっていた。このプログラムは欧州復興計画の一環として実施された[21]。アメリカの対外援助の機関としては欧州復興計画での経済援助の窓口となった経済協力局（ＥＣＡ、一九四八年設置）が知られているが、この機関の業務は一九五一年設置の相互安全保障庁（ＭＳＡ）、さらには一九五三年設置のＦＯＡ（対外活動局（Foreign Operation Agency）：一九五五年まで）に継承された。一九五〇年の朝鮮戦争をきっかけに対ヨーロッパ援助は政治的・軍事的な意味合いを持ったといわれているが、ＦＯＡプログラム自体はどのような特徴を持っていたのだろうか。

ＦＯＡプログラムの助成金の総額は西ドイツ全体で六三〇〇万マルク（一五〇〇万米ドル）だった。この額は、一九五三～五四年に欧州復興計画の経済援助の枠組みでアメリカによって西ドイツに提供された額と同じである（表４）。表の一九五三～五四年の援助額がそのまま、ここで話題にしている住宅建設援助に向けられていたかどうかは定かではないが、この住宅建設援助が、当時のアメリカの対西ドイツ援助のかなりの額を占めていたことが分かる。一方、一九五五年に西ドイツ政府が東独難民向け住宅供

表４　欧州復興計画（ERP）の枠組みでアメリカから西ドイツに提供された経済援助額

援助の段階	ECA/MSA/FOA（ドル）	〔参考〕ガリオア資金（ドル）
1. マーシャルプラン 1948/49（48. 4. 3 ～ 49. 6. 30）	613,500,000	－
2. マーシャルプラン 1949/50（49. 7. 1 ～ 49. 6. 30）	284,726,000	172,407,000
3. マーシャルプラン 1950/51（50. 7. 1 ～ 51. 6. 30）	384,758,000	－
4. マーシャルプラン 1951/52（51. 7. 1 ～ 52. 6. 30）	106,000,000	－
MSA 経済援助 1952/53（52. 7. 1 ～ 53. 6. 30）	83,643,000	144,000
MSA/FOA 経済援助 1953/54（53. 7. 1 ～ 54. 6. 30）	15,000,000	－
MSA/FOA 経済援助 1954/55（54. 7. 1 ～ 55. 6. 30）	23,500,000	－
技術援助	485,112	－
合計	1,511,612,112	172,551,000

出典：Deutscher Bundestag, Drucksache 2513, 8. März 1957, S. 5, https://dserver.bundestag.de/btd/02/027/0202779.pdf（Deutscher Bundestag、2021 年 1 月 30 日閲覧）により作成。

給のために用意した一億五〇〇〇万マルクと比べると、[22]ＦＯＡプログラムの援助額はその半分弱だった。シュツットガルト市においてＦＯＡプログラムにより助成された住宅（以下、ＦＯＡプログラム住宅）の戸数に目を向けると、「リスト」では一六六戸となっている。また、「リスト」に掲載されている東独難民向け住宅全体に占めるＦＯＡプログラム住宅の割合は約二割であり、数値としては高くない。しかし、ＦＯＡプログラムの資金は東独難民向け一般住宅の供給数が増える前の、比較的早い段階で提供されており、その点では非営利住宅組織による東独難民向け住宅の供給の起爆剤としての意味があったといえる。なお、住宅一戸における助成金額は六〇〇〇マルクであり、これは当時の一般住宅の建設費一万六〇〇〇マルク（第2節参照）の三七％にあたった。

では、資金援助以外に、アメリカの影響はどれくらいあったのだろうか。一九五四年四月末に西ドイツの連邦住宅建設省が出したＦＯＡの資金についての規定をみると、アメリカの影響が必ずしも大きくないことが分かる。まず、ＦＯＡ資金投入の際には社会的住宅建設の方針が適用された。また、住宅計画の認可は連邦住宅建設大臣を委員長としてＦＯＡ派遣団の代表者、連邦経済協働省の大臣代理、連邦被追放民・難民・戦災者担当省の大臣代理、連邦財務省の大臣代理、復興のための信用機関の代理からなる委員会を通してなされるとされた。アメリカ側からも代表が参加しているものの、シュツットガルトでのＦＯＡプログラム実施の経緯をみると、各々の住宅建設に委員会参加者が関わったケースはなかった。同市では一九五四年七月に、ＦＯＡ資金による東独難民向け住宅二八戸の建設計画が変更を余儀なくされたが、その理由はこの二八戸を含む合計一〇〇戸規模の高層住宅棟建設に対して資金調達先の州貸付機関（Landeskreditanstalt）が貸付を拒んだためであり、ＦＯＡ特有の事情によるものではなかった。ＦＯＡプログラムの規定では、さらに、質の維持と建設コストカットという観点から大量生産方式の採用と規格化が推奨されたが、これも冷戦期アメリカの影響を色濃く反映しているものとは言えないだろう。一方、同規定では、四人家族向け住宅の建設、ならびに入居者が継続的に就業できる場所での建設が好ましいとされ、また、持家建設も助成対象となっている。つまり、受け入れ地で東独難民世帯が定住することを求めており、その点では、同プログラムは西側体制の安定化という目的と親和的な側面を持っていた。しかし、一九五五年の連邦住宅建設省の助成金規定にも、四人家族向け住宅の建設、ならびに入居者が十分な就労可能性のある場所での建設、という内容が盛り込まれており、[23]また、第二次住宅建設法においても持家建設への助成が認められていることから、ＦＯＡプログラムで推奨されている内容は、冷戦期アメリカ特有のものであるとは言えない。

次に、シュツットガルト市の住宅政策におけるＦＯＡプログラムの意義を考えてみたい。ＦＯＡプログラムが公表され、市内でＦＯＡ資金の提供先が決定したのは、一九五四～五五年にかけてであり、住宅の約四分の三がベルクハイム・ギーベル地区に建設された。市はベルクハイムの土地を一九五〇年代前半に、東独難民向け住宅用地として収用しており、この地区で東独難民向けの一般住宅を五〇〇戸規模で建設することは一九五三年から市議会で話し合われていた。[24]その議論の最中にＦＯＡ資金の話が舞い込み、一九五〇年代半ばにＦＯＡプログラムとして一〇六戸がベルクハイムとそれに隣接するギーベルに建設された。第二節で述べたように地元住民は東独難民への優先的な住宅供給に反対していたが、ＦＯＡプログラムにより市当局は、地元住民の反対を押し切って東独難民向け一般住宅の建設を進めることとなったのである。また、

ＦＯＡプログラム終了後もこの地区に東独難民向け住宅が建設されたことから、ＦＯＡプログラムでの住宅建設をきっかけに、東独難民向けの大規模団地が形成されたということができる。

では、ＦＯＡ住宅が集中的に建てられたベルクハイム・ギーベル地区では「ソーシャル・ミックス」は達成されたのだろうか。上述の「リスト」にて東独難民が多く入居したことが分かる、同地区ミッテンフェルト（Mittenfeld）通りには、「リスト」に掲載されていない住民も多く住んでいた[25]。彼らが東独難民だったかどうかは分からない。そこで、被追放民などの移住者のための団地に関するテュービンゲン大学ルートヴィヒ・ウーラント経験文化学研究所の調査を参考にしたい[26]。一九五九年に出された調査結果を読むと、転入から比較的短期間しかたっていないこともありベルクハイムにおいてもギーベルにおいてもそれぞれの住宅地全体にわたる交流圏が認められない点が指摘されている。本稿の内容に即して考えると、ＦＯＡ資金をきっかけとして、ベルクハイム・ギーベル地区において東独難民に限定され、かつ、「ソーシャル・ミックス」からかけ離れたコミュニティが生まれた、ととらえることができよう。

東独難民に限定されたコミュニティは、彼らがその住宅に長期間住み続けることによってより強固なものになったと思われる。一九五七年の市住所録のミッテンフェルト通り四～一一八番地の欄をみると、上述の「リスト」に掲載されている八〇人の名前を確認できるが（ただし後述する「住民交代」措置住宅を除く）、彼らのうち七五％が一九六六年も同じ住宅もしくは同じ通りに居住しており、一九六九年の場合、その値は六七％である[27]。この点は、デッサウアー通りの東独難民向け簡易住宅の住民と対照的である。一九五五年に同通りの東独難民向け住宅に居住していた世帯主一六九人のうち、一九六〇年も住み続けている世帯主の割合は五九％であり、一九六六年の場合、その値は二八％にまで下がっている[28]。デッサウアー通りの場合は、家賃は低かったがシャワー室が各戸に設置されておらず、ミッテンフェルト通りの場合は、家賃が高かったが設備の良い住宅だった。家賃を支払うことが可能であればこの質の良い一般住宅から転居する理由はなかったのだろう。質の良い東独難民向け一般住宅の建設は、東独難民に限定された人的ネットワークの形成を促し、住宅地全体の交流圏の形成を妨げる方向に作用したと考えられる。また、市当局は、東独難民に他の住宅を提供できる場合は、新築の東独難民向け住宅を他の住宅困窮者に提供すること（以下、「住民交代」措置）ができたが、ベルクハイム・ギーベル地区のＦＯＡ住宅のうち、そのような「住民交代」措置がなされた割合は一四％であり、以下で分析する市内他地区の「東独難民住宅」に比べて低かった。「住民交代」措置が頻繁にはとられなかったことも住宅地全体の交流圏が認められない要因となったと考えられる。

市当局作成の「リスト」で「東独難民住宅」と書かれている住宅七一一戸の立地はどうだろうか。これらの住宅のうち七五戸はベルクハイム・ギーベル地区に建てられたが、その他の住宅の多くは、ＳＳＧや他の非営利組織によって一般住宅向け団地で供給された。東独難民住宅が最も多く供給された団地はメンヒフェルト団地（一二〇戸）であり、これに、ファザーネンホーフ団地の八一戸、デッサウアー通りの南西の地区での七八戸、デュルレヴァンク団地の七一戸、そしてシュタインハルデンフェルト（Steinhaldenfeld）団地の七〇戸が続く。たしかに、団地内でも東独難民向け住宅は一か所に固まって供給されており、その点では、ベルクハイム・ギーベル地区と同様に住宅地全体の交流圏がそれほど認められなかった可能性もある。しかし「東独難民住宅」ではＦＯ

Aプログラム住宅以上に頻繁に「住民交代」措置がとられ、東独難民以外の住民も「東独難民住宅」に住んでいた。「東独難民住宅」全体にしめる「住民交代」措置がなされた住宅の割合は、ベルクハイム・ギーベル地区では七％だったが、それ以外の地区では三三％にも上った。以上から、それぞれの団地で「ソーシャル・ミックス」が実現する可能性があったといえよう。

4　むすびにかえて

本稿では、東独難民向けの住宅供給が冷戦という政治的事情から受けた影響、市の住宅地形成や住宅論議に与えた影響について分析した。

まず、東独難民のための住宅供給は、連邦政府からだけでなくアメリカからの資金援助、という点で、冷戦という政治的事情から強い影響を受けていた。しかし、アメリカは住宅建設そのものには口出しをせず、その点で、市内の住宅建設に対するアメリカの影響力は小さかった。

東独難民向け住宅団地、とくにデッサウアー通りの簡易住宅建設がシュツットガルト市の住宅地開発に与えた影響としては、連邦レベルの住宅論議の潮流に反して、簡易住宅建設が一九五〇年代を通して市内で進められたことが挙げられる。また、常設住宅の最低水準としての簡易住宅の建設が活発化したことにより、簡易住宅のあり方が市議会で議論され、それが「ソーシャル・ミックス」を促す議論へと発展した。

一方で、アメリカの資金を用いたＦＯＡプログラム住宅は、簡易住宅より質の高い一般住宅として建設されたが、そこでは東独難民に限定されたコミュニティが形成されたことが推測され、その点で「ソーシャル・ミックス」の実現はみられなかった。

本稿では、シュツットガルト市における東独難民向け住宅の二つの形態である簡易住宅と一般住宅それぞれを、「ソーシャル・ミックス」と関連づけて考察した。拙稿「第二次大戦後西ドイツにおける居住水準の向上と住宅政策――シュツットガルト市に着目して[29]――」ではシュツットガルト市における一般住民向け住宅についての論議を分析したが、その際の住宅論議では、住宅自体の質の向上が主たる関心事であり、ソーシャル・ミックスの追求は明示的にはなされなかった。住宅自体の質の向上への思いが強かったために、政策策定側は質が向上すれば満足だと感じ、住宅地形成についてのそれ以上の議論を展開しなかったように思われる。ソーシャル・ミックスについての議論がなされなかったことは、本稿で取り上げた東独難民向けの一般住宅にもあてはまる。その一方で、質が悪いと言われた簡易住宅をめぐる議論において、ソーシャル・ミックスの議論が活発化した。シュツットガルト市の東独難民向け簡易住宅への公的助成は、意図せざる形ではあるが、ソーシャル・ミックスをどう進めるべきかという点を議論するきっかけを政策策定側に提供したといえる。

注

（1）本研究は、青山学院大学総合研究所 基盤研究強化支援推進プログラムの支援を受けた。

（2）Statistisches Bundesamt Wiesbaden (Hrsg.), *Bevölkerung und Kultur. Volks- und Berufszählung vom 6. Juni 1961*, Heft 6, Vertriebene und Deutsche aus der SBZ. Vertreibung und Struktur, S. 44.

（3）Tilman Harlander u. Gerd Kuhn (Hrsg.), *Soziale Mischung in der Stadt*, Stuttgart 2012; 大場茂明『現代ドイツの住宅政策――都市再生戦略と公

的介入の再編』明石書店、二〇一九年。

（4）Statistisches Bundesamt Wiesbaden (Hrsg.), *Bevölkerung und Kultur*, S. 30.

（5）不安定居住世帯とは、間借り人として居住している世帯もしくは緊急用住宅（Notwohnung）・収容施設（Lager）ほか類似施設に居住している世帯を指し、不安定居住率とは、全世帯数に占める不安定居住世帯を指す（表2参照）。

（6）シュツットガルトでの簡易住宅の特徴は一九五八年にＳＳＧの取締役の発言による（Stadtarchiv（以下、StA）Stuttgart: 8012-63 Band 2）。一九五三年三月二五日の市議会技術委員会での議論についてはStA Stuttgart: 8012-6。

（7）ＳＳＧについてはStA Stuttgart: 8012-6-60, 8012-4。ＳＳＧは非営利組織として四％の配当制限を設定していた。簡易住宅については、Stuttgarter Wohnungs- und Siedlungsgesellschaft (Hrsg.), *Chronik der Stuttgarter Wohnungs- und Siedlungsgesellschaft mbH 1933-1983*, o.O., o. J., S. 33; StA Stuttgart: 8012-63 Band 2。

（8）一九五二年の新規住宅数に占める割合は、シュツットガルト市では非営利組織四六％、民間施主三五％、役所・公法団体一九％、人口数九位までの大都市（シュツットガルトは九位）の場合、それぞれ五四％、三八％、八％だった（Deutscher Städtetag (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch Deutscher Gemeinden*, Jg. 41, 1953, S. 351 u. S. 357）。なお、同市では、一九五三年時も割合は非営利組織、民間施主、役所・公法団体の順に高かったが、一九五四年には民間施主の割合が非営利組織のそれを上回った（Jg. 42, 1954, S. 329 u. Jg. 43, 1955, S. 203）。改築を含むデータとなるが、一九五八年のシュツットガルト市の住宅改築・新築数に占める民間施主、非営利組織、役所・公法団体の割合は、それぞれ六九％、三〇％、一％となっている（Jg. 46, 1958, S. 42）。

（9）StA Stuttgart: 20/1-679.

（10）StA Stuttgart: 20/1-679. 住宅の一部は収容施設やトーチカ（Bunker）に住んでいる住民と交換できることとなった。

（11）メンヒフェルト団地についてはStA Stuttgart: 8012-63。

（12）Erstes Wohnungsbaugesetz: Bundesgesetzblatt Teil I, 1950, Nr. 16 vom 26. 04. 1950.

（13）StA Stuttgart: 8012-6.

（14）2. Deutscher Bundestag Drucksache 1961 (14. Dezember 1955) https://dip21.bundestag.de/dip21/btd/02/019/0201961.pdf（Deutscher Bundestag, 二〇二一年一月三一日閲覧）; 2. Deutscher Bundestag 128. Sitzung (9. Februar 1956). https://dserver.bundestag.de/btp/02/02128.pdf (Deutscher Bundestag, 二〇二一年一月三一日閲覧).

（15）Zweites Wohnungsbaugesetz (Wohnungsbau- und Familienheimgesetz): Bundesgesetzblatt, Teil I. 1956, Nr. 30, S. 535.

（16）StA Stuttgart: 8012-6; 8012-62 Band 2; 8012-63 Band 1.

（17）StA Stuttgart: 8012-61; 8012-63 Band 1.

（18）StA Stuttgart: 8012-62 Band 1 u. 2; 6012-63 Band 1 u. 2.

（19）StA Stuttgart: 106-126. この節で分析する「リスト」もこの文書に所収されている。

（20）StA Stuttgart: 20/1-713.

（21）https://www.archives.gov/research/foreign-policy/related-records/rg-469（ナショナル・アーカイブ、二〇二〇年一月二五日閲覧）。佐々木は、ＦＯＡ産業技術援助課長の活動の一つとして日本での生産性向上運動への関与を指摘している（佐々木聡「戦後日本の生産性向上運動の生成

と海外視察団の派遣」『経営と情報』第八巻、第三号、一九九六年、一〇一－一一五頁、ここでは一〇二－一〇三頁）。

（22）StA Stuttgart: 20/1-679.

（23）StA Stuttgart: 20/1-679.

（24）StA Stuttgart: 20/1-679.

（25）Adressbuch Stuttgart: 1957.

（26）Hermann Bausinger, Markus Braun u. Herbert Schwedt, *Neue Siedlungen : volkskundlich-soziologische Untersuchungen des Ludwig-Uhland-Instituts Tübingen*, Stuttgart 1959, S. 22（バウジンガー・ブラウン・シュヴェート（抄訳・解説　河野眞）「新しい移住団地――東ヨーロッパからのドイツ人引揚民等の西ドイツ社会への定着にかんするルートヴィヒ・ウーラント研究所による民俗学・社会学調査（一）」『愛知大学国際問題研究所紀要』、第九四巻、五三－一〇二頁、一九九一年、ここでは七八－七九頁）。

（27）Adressbuch Stuttgart: 1957, 1966 u. 1969.

（28）Adressbuch Stuttgart: 1955, 1960 u. 1966.

（29）永山のどか「第二次大戦後西ドイツにおける居住水準の向上と住宅政策――シュツットガルト市に着目して――」『成城大学経済研究』第二一八巻、二〇一七年、一五九－一八二頁。

（ながやま　のどか・青山学院大学教授）